

無形資産を利用した租税回避に関する研究

中村 美和

無形資産を利用した租税回避に関する研究

中村 美和

筑波大学大学院

人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群

経営学学位プログラム（博士前期課程）

要約

20世紀後半以降、社会・経済の急速なグローバル化による複雑な時代の中で、わが国の企業も多国籍企業化の傾向へと変遷している。国際的経済活動には、2つの側面が存在する。第1に、わが国の企業が国外に進出して、投資その他の各種の経済活動を行う場合、第2に、外国の企業が、わが国に進出してきて、投資その他各種の経済活動を行う場合である。

また、新たな科学技術は無形資産と結びつくことによって GAFAM を中心に巨大なプラットフォーム企業を誕生させることとなった。このような状況が可能になった原因は、企業価値の中核が有形資産から無形資産になった影響である。

ところで、国際的経済活動の活発化に伴い多国籍企業が国外関連者への無形資産等の移転により、実質的な経済活動から判断して所得が帰属すべきとされる国から、無税又は低課税国の国・地域へ流出してしまうという国際課税の問題が 2012 年ごろから広く知られるようになる。この事は、「税源浸食と利益移転：Base Erosion and Profit Shifting : BEPS」と呼ばれるようになった。BEPS プロジェクトにおいて、基本的な重要な理念は、企業が実際に経済活動を行い価値が創造されている国や地域においての課税権の確保であり、わが国も税制改正をおこなっている。しかし、その効果についてはほとんど公表されていない。そこで、本研究において、2015 年 BEPS 最終報告書公表以降における租税回避の程度及び国際課税制度の中で最も論争の的となっている移転価格税制、いわゆる無形資産と租税回避の関係について実証分析を行った。

具体的なサンプル企業の会計基準による選択基準に関しては、日本基準及び国際会計基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS)¹を採用している企業を選択している。国際会計基準に関しては、企業活動が多国籍企業化をしていることにより、資金が国境を越えて移動する今日、国際会計基準を採用している企業は、2024 年 12 月国際会計基準適用企

¹ 伊藤（2023）はしがき V 頁。

業は 275 社²となっている。本研究では、日本基準及び国際会計基準は区別して分析を行っている。

その結果、次の事が明らかになった。第 1 に、わが国の税制改正後も租税回避行動は抑制されていないこと。第 2 に、わが国の多国籍企業に関しても米国と同様に監査法人ネットワークに関する税理士法人に税務サービス（アドバイス）を受ける企業に関しては、日本基準を採用している企業は、無形資産を利用した租税回避行動が行われていると示唆された。

² 日本証券取引所 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/02.html> 2025 年 2 月 10 日閲覧。

目 次

序章　はじめに	1
第1節　問題の所在	1
第2節　本稿の構成	2
第1章　国際課税制度の歴史的な背景とわが国の租税制度	3
第1節　国際課税の歴史的背景	3
第2節　移転価格税制	4
第3節　わが国における租税回避の意義と実務からの視点	5
第4節　小括	7
第2章　わが国の移転価格税制：課税庁側及び企業側からの側面	8
第1節　BEPS 行動計画と移転価格税制についての関係	8
第2節　わが国における移転価格税制導入の歴史的背景	10
第3節　国家側及び企業側から見た移転価格税制の裁判及び企業が直面する課題	11
第4節　移転価格税制の手続き規定である事前確認制度と相互協議	16
第5節　小括	18
第3章　先行研究の整理	19
第3章　小括	24
補　説　移転価格税制文書化による書式（国税庁）	27
第4章　仮説構築・企業会計と税務会計の計算方法・無形資産について	29
第1節　企業会計と税務会計計算方法についての違い	29
第2節　無形資産の特性、企業価値と租税への影響	30
第3節　仮説構築	32
第4節　小括	34

第5章 分析手法とサンプルデータの構築	35
第1節 リサーチ・デザイン	35
第2節 重回帰分析	37
第3節 サンプル選択	40
第4節 小括	42
第6章 検証結果の分析と考察	43
第1節 日本基準における分析結果	43
1. 1 仮説1及び分析結果	43
1. 2 仮説及び分析結果	47
第2節 国際会計基準における分析結果	56
2. 1 仮説1及び分析結果	56
2. 2 仮説2及び分析結果	66
第3節 小括	66
第7章 結論と今後の課題	67
第1節 結論	67
第2節 今後の課題	68

「無形資産を利用した租税回避に関する研究」

序章 はじめに

第1節 問題の所在

20世紀後半以降、社会・経済の急速なグローバル化による複雑な時代の中で、わが国の企業も多国籍企業化の傾向へと変遷している。国際的経済活動には、2つの側面が存在する。第1に、わが国の企業が国外に進出して、投資その他の各種の経済活動を行う場合、第2に、外国の企業が、わが国に進出してきて、投資その他各種の経済活動を行う場合である¹。また、新たな科学技術は無形資産と結びつくことによってGAFAM²を中心に巨大なプラットフォーム³企業を誕生させることとなった。このように、無形資産の重要性が従来に比し各段に高まっている。米国のS&P500社の市場価値の構成要素をみると、1975年には17%だった無形資産の割合が、1985年は32%、1995年は68%、2005年は80%、2015年は84%、2020年は90%と無形資産の割合が年々増加してきている⁴。このような国際的経済活動の活発化に伴い、古くから各国の課税当局・専門家（学者・監査法人・税理士法人等）問題として議論されていた議題、いわゆる多国籍企業が国外関連者への無形資産等の移転により、実質的な経済活動から判断して所得が帰属すべきとされる国から、無税又は低課税国の国・地域⁵へ流出⁶してしまうという国際課税の問題が2012年頃から広く知られるようになる⁷。

このような状況が可能になった原因是、企業価値の中核が無形資産となったことによ

¹ 金子（2019）549頁。

² Google, Apple, Facebook, Amazon, Microsoft

³ 森信（2019）25頁。：プラットフォームとは「基盤」「場」を意味する言葉、ITの世界では「多くの顧客向けに、さまざまな製品やサービスを提供する環境」という意味で使用される。

⁴ OCEAN TOMO, LLC, "Intangible Asset Market Value Study, 2020, Interim Study Update as of 7/1/2020" <https://www.oceantomo.com/intangible-asset-market-value-study/> 2025年2月10日閲覧。

⁵ 高橋・野間・菅（2015）76頁。国家には課税権が存在し、税率を自由に決定する権限がある。したがって、世界各国の税率は一律ではない。

⁶ 居波（2014）1頁。

⁷ ロイター通信（2012年10月12日付）イギリスのスターバックスが巨額な売り上げがあるにもかかわらず法人税を税務戦略によって支払わなかった事案がイギリスの消費者の不買運動となり世界的に配信された。「UK Committees to examine Starbucks tax strategies」

<https://jp.reuters.com/article/uk-britain-starbucks-tax-uk-idUKBRE89G0DC20121017/> 2025年2月10日閲覧。

る、プラットフォーム企業という新たなビジネスモデルの出現に国家管轄権に制限される税制が追い付かなくなってきた⁸ことが一因である。

2012年以降においてこの問題は、「税源浸食（Base Erosion）」と国際的に呼称されてきており、「税源浸食（Base Erosion）」と「利益移転（Profit Shifting）」とを合わせ「税源浸食と利益移転」とし、英語表記で「Base Erosion and Profit Shifting」のアルファベットの頭文字を取って「BEPS」と呼ばれるようになった⁹。このような問題を解決するためにOrganisation for Economic Co-operation and Development(OECD)租税委員会は、2012年6月 BEPS プロジェクト¹⁰を立ち上げ、それから3年余りの検討を経たのち、2015年10月5日に BEPS 行動計画最終報告書、いわゆる 15 の行動計画書が公表されることになる¹¹。

BEPS プロジェクトにおいて基本的な重要な理念は、企業が実際に経済活動を行い価値が創造されている国や地域においての課税権の確保¹²であり、わが国も税制改正を行っている。しかし、その効果については、ほとんど公表されていない。そこで、本研究においては、国際課税制度の中で最も論争の的となっている移転価格税制、いわゆる無形資産と租税回避の関係について実証分析を行う事とする。

第2節 本稿の構成

第1章においては、国際課税の歴史的な背景と我が国の租税制度を確認する。第2章においては、移転価格税制における課税庁側及び企業側からの側面と無形資産について検討を行う。第3章では、先行研究と整理を行う。第4章では、仮説構築・企業会計と税務会計の差異を説明したのち無形資産についての検討を行う。第5章では、分析手法とサンプルデータの構築について述べる。第6章では、検証結果の分析と考察を行い、第7章では結論及び今後の課題を述べる事とする。

⁸ 森信（2019）3頁。

⁹ 居波（2014）2頁。

¹⁰ 藤枝・角田（2016）13頁。

¹¹ 藤枝・角田（2016）14頁。

¹² 浅川（2016）27頁。

第1章 国際課税制度の歴史的な背景とわが国の租税制度

本章では、国際課税の歴史的な背景と、租税回避に関するわが国の税法学者3名の見解と実務について記す。

第1節 国際課税の歴史的背景

20世紀後半から国際的経済活動に対する課税を国際課税 (international taxation)、国際課税に関する法を国際租税法 (international tax law) と言う。国際的租税法の研究は、国際的経済活動の活発により急速に重要性を増してくるようになった。国際租税法において最も重要な分野は、法人及び個人の所得に対する課税 (所得課税) の分野である¹³。

国際課税における国家間の所得配分は、2つの原則により成り立ってきた。第1は、OECDモデル条約7条である外国企業が源泉地国¹⁴に恒久的施設(Permanent Establishment:PE)を有していない限り、源泉地国では原則として外国企業の事業体に課税ができない、いわゆる「PEなければ課税なし」(No taxation without permanent establishment)の原則¹⁵である。第2は、OECDモデル条約9条である独立企業原則又は独立当事者間原則 (Arm's Length Principle: APL) は、移転価格税制に用いられ、多国籍企業グループ内の企業間の所得配分は、それぞれ独立した企業の間に設けられる条件と同様の条件と行われるとする原則である¹⁶。

「PEなければ課税なし」の原則の歴史は古く、1899年¹⁷プロイセンとオーストリアハンガリー帝国との租税条約に「事実上の施設がなければ課税できない」旨の規定があったことにさかのぼる。この概念は、「business establishment」と英語に訳され、1920年代¹⁸の国際連盟でのモデル租税条約の策定に当たり「Permanent Establishment」が使用されることになった¹⁹。

さらに、国家間の約束として租税条約が存在する。わが国では、国内法令として租税条約実施特例法、租税特別措置法、同法施行令、同法施行規則、通達などで対処している。

¹³ 金子 (2019) 549頁。

¹⁴ 財務省 web 源泉地国とは、源泉地国（所得が生ずる国）において課税することができる範囲の確定の事。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm 2025年

2月10日閲覧。

¹⁵ 大野 (2023) 63頁。

¹⁶ 大野 (2023) 63頁。

¹⁷ わが国の元号は明治32年。

¹⁸ わが国の元号は大正9年から昭和4年。

¹⁹ 大野 (2023) 63頁。

第2節：移転価格税制

国際租税法の重要な制度の1は移転価格税制である。この制度は、外国親会社や外国子会社との取引などがある場合に、その当事者が関連者ということで、価格や契約条件など容易に操作することが可能であり、これにより所得を移転することを阻止する制度となっている²⁰。

移転価格税制がなければ、その国に本来課税権がある所得を海外に移転されることになる。外国親会社や外国子会社がなくこのような操作が困難な会社との間での課税が不公平となる。そして、税源が浸食されることになる為、その弊害は深刻だといえる。移転価格税制を立法している国は多いが、各国が独自に移転価格税制を立法した場合には、二重課税となる可能性があるため、OECD 移転価格ガイドライン (Transfer Pricing Guidelines: TPG) を策定し、各国に共通の移転価格税制を立法することを勧め、各国において法的拘束力や参考として影響を与えている²¹。

各国は、国内法の中で移転価格税制を制定している。大きく分けた場合、(A) わが国のようにOECDのモデル租税条約 (Model Tax Convention on Income and on Capital: MC²²) 9条の規定する独立企業間価格 (ALP) やOECDのTPGに依拠する国、(B) 米国のようにMC9条の規定やOECDのTPGを参照せずに国内法上の関連者間取引規定に基づく国、(C) ドイツのように、国内法での発達した判例法理に依拠する国内法に基づく国、(D) ブラジルのようにOECDガイドラインには依拠せず、特別の算定方法・基準を定めた特別の規定に基づく国がある²³。図表1は、OECD主要国の移転価格税制を纏めたものである。

²⁰ 今村・大野 (2023) 15 頁。

²¹ 今村・大野 (2023) 15 頁。

²² 今村・大野 (2023) 18 頁。

²³ 今村・大野 (2023) 16 頁。

図表1：G7各国の移転価格税制（OECDのTransfer Pricing Country Profile²⁴の抜粋²⁵）

比較項目	日本	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス	イタリア
根拠条文	租税特別措置法第66条の4	内国歳入法典482条	所得税法247条（1997年）	国際課税法147条（2010）	国際課税法1条（2008年）	租税一般法57条	所得税法110条
TPGの役割	法的拘束力はないものの参考	不参照。ただし、財務書規則でTPGほぼ同一内容を規定。	法的拘束力ないものの参考	法的拘束力あり	国内法や通達に規定がない場合に補充的に参照。	法的拘束力はないものの、国税当局が参照。	法的拘束力ないものの参考。
算定方法	○	○（財務省規則）	×通達で規定	○	○	×	×
算定方法の適用基準	最適ルール（措置法66条の4）	最適ルール（財務省規則）	最適ルール（通達）	最適ルール	最適ルール	最適ルール	最適ルール
Secret Comparable	○	×	○	×	×	×	×
紛争解決手続	APA,相互協議	Enhanced engagement program, APA,相互協議	APA,相互協議	APA,相互協議	APA,相互協議	Enhanced engagement program, APA,相互協議	APA,相互協議
セーフハーバー	×	○,safe haven interest rate 等	×	×	×	×	×
納税者主導の調整	○	○ 規則482-1 (a)(3)	○	○	○ 通達	○	×

第3節 わが国における租税回避の意義と実務からの視点

本節では、どのような状況が租税回避となるのかをわが国の代表的な租税学者3名、金子宏東京大学名誉教授、水野忠恒一橋大学名誉教授、谷口勢津夫京都大学教授の見解を示し、実務からの視点を述べる。

まず、租税学者3名の租税回避の意義を記す。

²⁴ <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/transfer-pricing-country-profiles.htm>. 2025年2月10日閲覧。

²⁵ 表に関しては、今村・大野（2023）146頁を一部修正加工している。

金子名誉教授は、「租税回避とは、私法上の形成可能性を異常または変則的な様態で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減または排除を図る行為のことである。²⁶」

水野名誉教授は、「私法上の選択可能性を利用して租税負担を不当に軽減するために、通常用いられない法形式を選んだ法形式の濫用を行うという問題が起きる。これを租税回避といいう²⁷。」

谷口教授は、「租税回避とは、課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによる、租税負担の適法だが不当な軽減または排除をいう（租税回避の包括的定義）²⁸」としたうえで、納税者の行為に着目した次の分類をおこなっている。

「租税回避は、①私法上の形成可能性（選択可能性）の濫用による租税回避と②税法上の課税減免規定の濫用による租税回避の2つの類型に分類することができる。①は、多くの場合、特定の取引について通常の法形式を選択せず、これを選択した場合と基本的に同一の経済的結果を達成しながら、異常な法形式を選択することによって、通常の法形式に対応する課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによる、租税負担の軽減または排除であり（例えば、土地相互売買〔岩瀬〕事件・東京高判平成11年6月21日訴月47巻1号184頁参照）、②は、課税減免規定の趣旨・目的に反して、その規定の適用を受けまたは免れることによる、租税負担の軽減または排除である（例えば、未処理欠損金額引継規定濫用〔ヤフー〕事件・最判平成28年2月29日民集70巻2号242頁）²⁹。」

谷口教授の租税回避の定義についても、金子名誉教授の上記定義と類似しているが、「濫用」の点を強調しているのが特徴と思慮する。

租税回避、脱税、節税との違いに関しては、金子名誉教授は「脱税が課税要件の充足の事実を全部または一部秘匿する行為であるのに対し、租税回避は課税要件の充足そのものを回避し、または減免規定の適用要件を充足させる行為である。節税とも異なる。節税が租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為である対し、租税回避は、租税法規が予定していない異常ないし変則的な法形式を用いて税負担を削減を図る行為³⁰」と説明している。

次に実務上からどのような方法により課税ベースの浸食が行われるのかの説明を行う。

²⁶ 金子（2019）133頁。

²⁷ 水野（2023）25頁。

²⁸ 谷口（2021）68頁。

²⁹ 谷口（2021）72頁。

³⁰ 金子（2019）135頁。

税源浸食、本来帰属すべきとする国からその法人税収のベースとなる所得、いわゆる課税ベースの浸食³¹には様々な原因が指摘されている。主に、1920年代からの制度設計で運用されている国際課税制度の不備やミスマッチを思慮する。当時は、主に二重課税をどのように防ぐかということが重要であった。そのため、現在課題となっている二重非課税についての考慮は殆どなかったと思慮する。次に、二国間での制度不備を利用した課税ベースの縮小を行うことである。主な基本構造は、入ってくる収入を減らす方法と、支払う費用を過大計上する手段を編み出すことである。そして、低税率国を通じて制度設計を行うことに³²より租税回避が可能となる。さらに、従来アメリカ及びヨーロッパの税法や経営学の教科書には、実効税率を引き下げる成功モデルとして Microsoft 及び Amazon 等の税務戦略が一時期記載されていたとの指摘³³がある。

第4節 小括

本章では、国際課税の歴史的な背景及び国際課税の中でも議論の争点となっている移転価格税制について記した。わが国の租税回避について、学者からの見解は、租税回避とは私法上選択可能性を利用しながらも税負担からすり抜ける技術を編み出すことだと説明されている。他方、実務の視点では、いかにして二国間条約や既存の租税制度の不備と低税率国の租税制度を組み合わせることができるのかがカギとなる。

³¹ 居波（2014）2頁。

³² 青山（2014）35頁。

³³ 青山（2014）36頁。

第2章 わが国の移転価格税制：課税庁側及び企業側からの側面

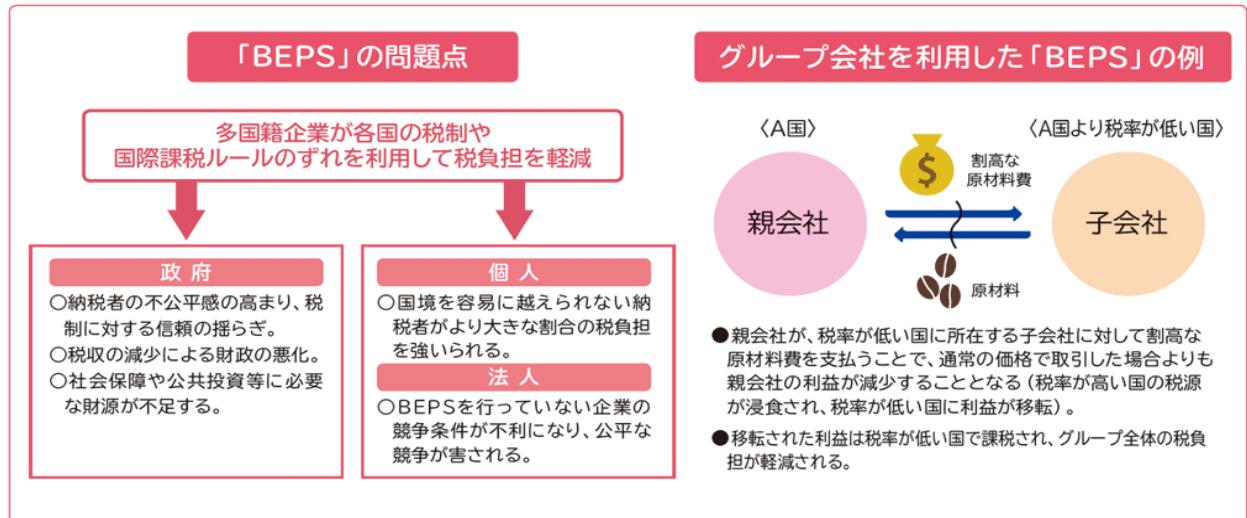
本章では、なぜ、実証研究として無形資産と租税回避の関係について移転価格税制を中心に研究を行うのかを説明する。第1節では、BEPS行動計画についての説明をおこない、第2節では、我が国における移転価格税制導入の歴史的背景、第3節では、国家側及び企業側から見た移転価格税制の裁判例を含めた側面を検討し、第4節では、移転価格税制の手続き規定である事前確認制度と相互協議について説明を行う。

第1節 BEPS行動計画と移転価格税制についての関係

まず、図表2を通してBEPSの問題点を振り返ることとする。

BEPSは、多国籍企業が各国の税制と国際課税ルールのミスマッチを利用して、**無形資産**を低税率国に戦略的に配置しながら、税負担を著しく軽減することを可能としたことである。その為、国家は必要とされる税収不足に苦しみ、BEPSを行えない企業は競争条件が不利に立たされ、一部の富裕層のように容易に国境を超えることができない個人の税負担は増すことになるなど重大な問題が発生することになった。

図表 2³⁴：BEPS の問題点



図表 3 は、BEPS 行動計画最終報告書における 15 の行動計画書を示した。その特徴として「BEPS 行動計画」のうち移転価格税制に占めるものは、3 分の 1 を占めることから移転価格税制の重要性を指摘することができる (行動計画 8, 9, 10, 13, 14)。

³⁴ 財務省 web 「もっと知りたい税のこと 7.国際課税を知ろう (令和 3 年 6 月)」抜粋
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0306_pdf/07.pdf 2025 年 2 月 10 日閲覧。

図表3³⁵： BEPS行動計画最終報告書における15の行動計画書

行動計画1	電子経済の課税上の課題への対処
行動計画2	ハイブリット・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動計画3	外国子会社合算税制の強化
行動計画4	利子控除制限ルール
行動計画5	有害税制への対抗
行動計画6	租税条約濫用への対抗
行動計画7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止
行動計画8	適正な移転価格の算定が困難である無形資産を用いたBEPSへの対応策
行動計画9	グループ内企業に対するリスクの移転、過度な資本の配分等によって生じるBEPSの防止策
行動計画10	その他移転価格算定手法の明確化やBEPSへの対応策
行動計画11	BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定
行動計画12	義務的開示制度
行動計画13	多国籍企業の企業情報の文書化の再検討
行動計画14	相互協議の効果的実施
行動計画15	多数国間協定の策定

※行動計画8-10に関しては、「移転価格税制と価値創造の一致」と言われる。

第2節 わが国における移転価格税制導入の歴史的背景

わが国の移転価格税制は、昭和61（1986）年度税制改正によって導入された。そして、租税特別措置法66条の4（制度創設時は措置法66条の5）に規定されている。導入理由として、主に3つの理由が挙げられる。第1に、わが国の企業活動の国際化の進展に伴い、わが国の企業が、国外の関連企業（親会社・子会社等）により、時価よりも低い価格で資産の譲渡等を行い、又は国外の関連企業から時価よりも高い価格で資産の譲渡を受けることにより我が国の税収が減少するケースが増加しつつあったこと³⁶である。第2に、当時すでに多くの国々が移転価格税制を採用していた為、わが国の国外関連企業がその適用を受ける

³⁵ 国税庁 税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）への取り組みについて – BEPSプロジェクト –

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm> 2025年2月10日閲覧。

³⁶ 金子（1996）363頁。

ケースが増加していた³⁷ことである。第3は、わが国の自動車メーカー3社、トヨタ、日産、ホンダに対して合わせて合計で千億円単位の移転価格課税による所得の申告漏れが米国内国歳入庁 (International Revenue Service : IRS) により指摘されたことである³⁸。

特に、このIRSによる指摘は、日本政府及び企業双方に衝撃を与えることになる。日本政府側としては、わが国の財政及び地方公共団体に対して深刻な影響を与えることになる。具体的には、わが国の米国子会社に多額の追徴課税が行われた場合、それに伴い対応的調整が行われることになり、日本政府及び親会社が納付している地方公共団体は日本の親会社に対して多額の還付金を支払うことになる。その結果、日本政府及び地方公共団体は予算が組めなくなる³⁹。企業としては、当時は租税回避目的で日本法人が自動車販売取引の価格操作を行うことは想定されていなかったこと⁴⁰であった。

移転価格税制導入について、金子教授は次の2つの理由から評価している。第1の理由は、わが国の国際的経済活動の活発化に伴って、わが国の企業が、国外の関連企業（親会社・子会社等）に時価よりも低い価格で資産の譲渡等を行うことによって、所得がわが国から国外に移転し、その結果、わが国の税収が減少するケースが増加しつつあった。その為、このような価格操作による所得の移転とそれによる税収の減少を防止するために必要な処置であったと⁴¹説明している。

第2の理由は、当時、すでに多くの国家が移転価格税制を導入していた為、わが国の企業の国外関連企業がその適用を受けるケースが増加しつつあった。そして、そのような外国政府による過大な権限行使を牽制又は抑制するために必要であると⁴²考えられていた。

第3節 国家側及び企業側から見た移転価格税制の裁判及び企業が直面する課題

まず、我が国の移転価格税制についての課税要件及び裁判例について述べる。

課税要件（措置法66の4①）

- (1) 納税者が法人であること
- (2) 対象となる取引が国外関連者との取引であること
- (3) 対象となる取引が国外関連者との間の国外関連取引であること
- (4) 納税者が国外関連者から支払いを受ける対価の額が独立企業間価格に満たないこと、又は、納税者が国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えること

³⁷ 金子（1996）363頁。

³⁸ 駒宮（2010）232頁。

³⁹ 駒宮（2010）232頁。

⁴⁰ 駒宮（2010）232頁。

⁴¹ 金子（1996）363頁。

⁴² 金子（1996）363頁。

上記の 4 要件が満たされた場合に、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなす⁴³。

つまり、国側からの見地では、①納税者は法人であり個人ではない。②所得移転を防止するものであり、価格を修正するものではなく所得を修正する。③租税回避の意図は不問である。④最終的にはグローバルな所得の国家間の配分に帰結する⁴⁴。ここで重要なのは、③租税回避の意図は不問ということである。つまり、課税当局の見地から、企業が移転価格税制の課税 4 要件を満たしたと判断した場合は、企業側からは見ると、租税回避の意図はなく、国外関連取引を行った場合でも、移転価格税制が適用されることを意味する。

企業側から移転価格税制の観点は、以下の 3 点を指摘する事ができる⁴⁵。

- ① 移転価格課税が行われると企業グループで二重課税が発生する。
- ② 二重課税を排除するためには、政府間協議（相互協議）の合意または判決での課税取り消しが必用となる。また、不合意、敗訴の場合二重課税は残り解消されない。
- ③ 解決に要するコストと期間が長期間になる事などの問題が発生する。

税務当局は判例に拘束されることから、判例の重要性が高いが⁴⁶、わが国の場合、裁判例は多くはなく、1986 年の制度創設以来、十数件をこえるにすぎない⁴⁷。

なぜなら、移転価格税制に基づく課税処分が行われた場合には、納税者は二国間租税条約（MC25 条）に基づく相互協議を選択する傾向にあるためと考えられている。なお、相互協議に関しては第 4 節で述べる。

他方、わが国企業が直面する移転価格税制の実務上の課題に関しては、わが国企業の収益構造における海外依存度が高まっている。経済産業省「海外事業活動基本調査」を概観した場合、2021 年度現地法人売上高は、303.2 兆円、前年度比 +25.9% と増加している。地域別にみると、アジア、北米、欧州がいずれも増加なっている。また、現地法人の経常利益は 17.1 兆円（前年度比 +72.9%）、当期純利益は 14.2 兆円（同 +104.6%）⁴⁸である。その結果、海

⁴³ 大野（2023）67 頁。

⁴⁴ 高久（2022）80 頁。

⁴⁵ 高久（2022）80 頁。

⁴⁶ 高久（2022）80 頁。

⁴⁷ 今村・大野（2023）86 頁。

⁴⁸ 経済産業省（2023 b）「第 52 回海外事業活動基本調査（2022 年 7 月調査）の結果を取りまとめました」調査対象：2022 年 3 月末現在で、海外に現地法人を有する日本企業（金融業、保険業及び不動産業を除く。以下「本社企業」という）を対象としました。この調査における「現地法人」は海外子会社（日本側出資比率が 10% 以上の外国法人）と海外孫会社（日本側出資比率が 50% 超の海外子会社が 50% 超の出資を行っている外国法人）回収率 74.8%、集計対象（操業中）企業数 本社企業 7,152 社、現地法人 25,325 社。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230530003/20230530003.html> 2025 年 2 月 10 日
閲覧。

外事業はわが国企業にとって重要な収益となっていると考える。

わが国企業が海外進出先において直面する課税問題は、2017年調査によると過去6年間において国・地域では中国(31.2%)・インドネシア(22.8%)・インド(11.6%)・タイ(6.5%)⁴⁹となりアジア諸国が半数以上をしめる結果となっている。また、課税事案に関しては、移転価格税制(46.5%)・PE課税(17.7%)・ロイヤルティ(16.3%)⁵⁰なっており、移転価格税制が約半数を占めている。米国・英国・ドイツにおいても、主要な税務課題は移転価格税制であるがBEPSプロジェクトの勧告を反映させた税制改正が積極的になされるなど、課税強化の対象となっている。

また、わが国の多国籍企業において国外関連取引がグループ企業において中心的な役割を果たしている為、移転価格税制は企業や各国にとっても非常に関心の高い課税問題であるといえる。

⁴⁹ 経済産業省(2018) 150頁。2017年11月～12月海外に現地法人を有する日本企業6,565社を対象に実施したアンケート調査において得られた2,042社からの回答を得ている。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/29fy_itakutyosa_honbun.pdf 2025年2月10日閲覧。

⁵⁰ 経済産業省(2018) 151頁,160頁。

図表 4： わが国の移転価格課税に関する裁判例⁵¹

原告	判決	取引の種類	算定方法	結果：納税者
今治造船	2004年 松山地裁判結	船舶の建造請負契約	CUP法	×
X社	2006年 東京地裁判決	タイバーツによる金銭の貸付	CUP法に準ずる方法と同等の方法	×
日本圧着端子	2008年 大阪地裁判決	電気、電子接続部品の製造・販売等	CP法	×
アドビ	2008年 東京高裁判決	ソフトウェアの販売の委託	RP法に準ずる方法と同等の方法	○
エスコ	2011年 東京地裁判決	小型モーターの輸入	推定課税	×
パシフィック・フルーツ	2012年 東京地裁判決	バナナの輸入	寄与度利益分割法	×
本田技研工業	2014年 東京地裁判決	部品等の販売と技術支援	残余利益分割法	○
X社	2015年 大阪地裁判決	技術指導等の役務提供	CP法に準ずる方法と同様の方法	×
ワールド・ファミリー	2017年 東京地裁判決	英語教材の購入	RP法に準ずる方法と同等の方法	○
上村工業	2017年 東京地裁判決	ノウハウ等のライセンス契約	残余利益分割法	×
日本ガイシ	2020年 東京地裁判決	ノウハウ等のライセンス契約	残余利益分割法	○

※ 原告の法人名が不明なものは「X」社、表中の判決は全件確定している

納税者勝訴：○ 納税者敗訴：×

図表 4 は、わが国の移転価格税制の裁判例である。わが国の移転価格課税事案の特徴は、調整金額が多額（追徴課税にして数十億～数百億円）にのぼり、国側（課税当局）が敗訴する割合が非常に高いことである⁵²。

これは、移転価格税制が、益金の額（売上等）と損金の額（原価・費用等）の積み上げ計算を行う通常の所得計算方法ではなく、比較対象企業の売上営業利益率を調査対象企業に適用を行い（TNMM⁵³を用いる場合）、調査対象企業とその国外関連者の利益の合計額を一定の分割要素で分割する（利益分割法を用いる場合）ことにより、利益の額を直接計算するという方法を採っていることによる⁵⁴。図表 5 は、移転価格税制の仕組みと計算方法を示した図表である。

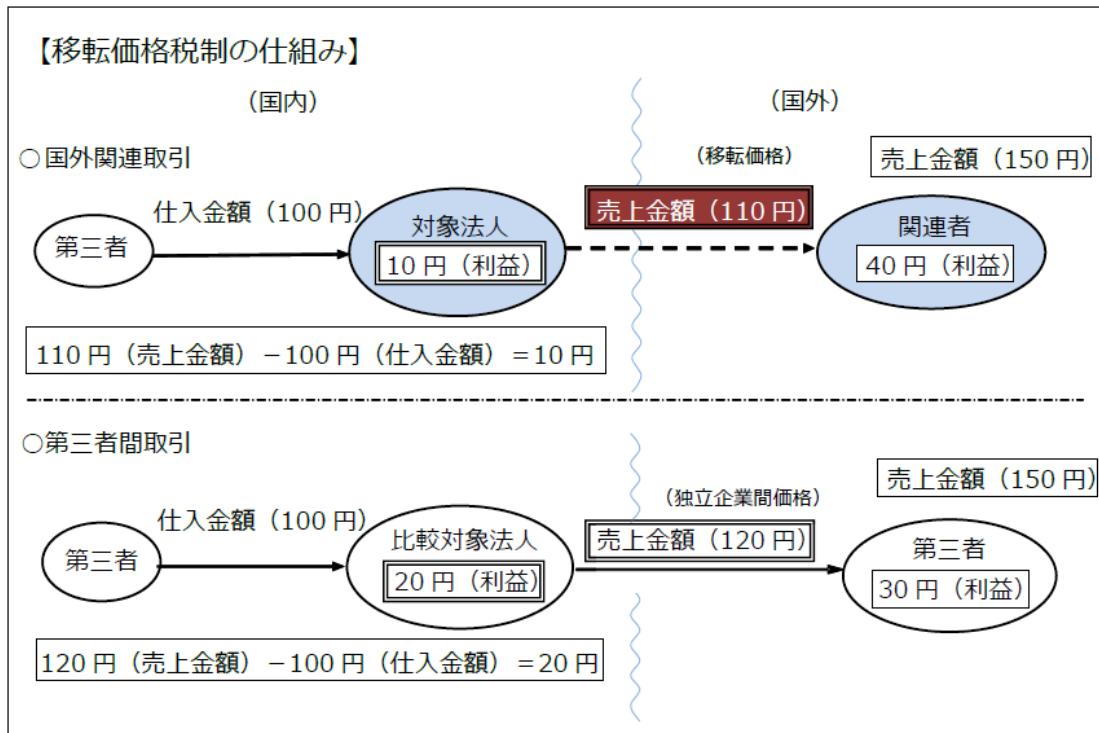
⁵¹ 出所：今村・大野（2023）86 頁を一部修正。

⁵² 今村・大野（2023）87 頁。

⁵³ 取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method：TNMM）：関連者間取引にかかる法人の営業利益を関連する指標（総費用や資産等）を用いて分析する方法

⁵⁴ 今村・大野（2023）87 頁。

図表5：移転価格税制の仕組み⁵⁵



課税当局による多額の移転価格課税を受けた企業⁵⁶のなかには、課税を「課税当局による恣意的な課税」と感じるものも多いとの意見が聞かれるが、課税当局としては、移転価格税制による課税権の確保は課税当局に課された使命であり、同税制を適用すべき場面で適用しないことは許されないと考えられている⁵⁷。

裁判例を概観すると、初期の頃は、請負契約や金銭の貸付、小型モータやバナナの輸入など無形資産を利用した裁判ではなかったが、2017年からは上村工業のメッキ薬品の製造ノ

⁵⁵ 国税庁（2017）「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/pdf/ikkatsu.pdf> 2025年2月10日閲覧。

⁵⁶ ファナック株式会社「当社の移転価格税制に関する報道について」当社は、東京国税局から更正通知を受領したことに基づき、2月9日に公表した第3四半期報告書の四半期連結損益計算書において「過年度法人税等3,212百万円」を計上し、その注記事項として、東京国税局より移転価格税制に基づく、更正処分の通知を受領したことを記載いたしました。（2024年3月18日付）

<http://www.fanuc.co.jp/ja/profile/pr/newsrelease/2024/news20240318.html> 2025年2月10日閲覧。

⁵⁷ 今村・大野（2023）87頁。

ウハウ等の無形資産の使用許諾、日本ガイシは、ディーゼル車用の微粒子除去装置（Diesel Particulate Filter : DPF）の製造に関する特許権及びノウハウなどのライセンス契約を通じた無形資産を焦点とした裁判であり⁵⁸、移転価格税制の焦点は無形資産へと移っていく。

第4節 移転価格税制の手続き規定である事前確認制度と相互協議

本節では、移転価格税制について手続き規定である事前確認制度と相互協議について説明を行う。

① 事前確認制度

事前確認制度は昭和62年4月24日付け国税庁長官通達「独立企業間価格の算定方法の確認制度について」で実施された。我が国は世界に先駆けて導入した制度である。現在では米国をはじめ世界的に定着している。平成13年度には、「移転価格事務運営要領⁵⁹」が制定されるとともに、相互協議を伴う事前確認手続きが明確化されている。

この制度が導入された理由は、当時日本企業は、米国 IRS の移転価格税制調査を招きやすい状況であったからであり、この状況を解決するため、独立企業間価格の算定方法に関して税務当局と納税者が合意する制度が必用との認識を深めることとなる。つまり、移転価格課税を企業から守るために有益であると理由から事前確認制度が導入されることになった⁶⁰。

この事前確認制度は企業側からは、事前確認を行うことによって法的安定性を保つことができる。また、税務当局にとっても移転価格課税に伴う企業との訴訟を回避する有効な手段として⁶¹機能していると思慮する。

② 相互協議

移転価格税制は、国際的な所得移転に対処する制度であるため、移転価格課税が適用された場合、経済的二重課税が生じることになり、二重課税解消に向けて租税条約に基づく相互

⁵⁸ 今村・大野（2023）140頁。

⁵⁹ 国税庁平成13年6月25日付国税庁長官通達「相互協議の手続きについて（事務運営指針）」<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/sonota/01625/00.htm>。2025年2月10日閲覧。

⁶⁰ 駒宮（2010）242-243頁。

⁶¹ 石原・古賀（2014）21頁。

協議⁶²の合意の手続きとその合意に基づく対応的調整が行われる⁶³。わが国の企業は、移転価格税制に基づく課税処分が行われた場合には、相互協議を選択する傾向にある⁶⁴。相互協議が行われた場合には、大部分の事案においてわが国の課税当局が課税処分を取り消し、相手の課税当局が対応的調整（MC9条2項）⁶⁵をおこなうことにより、二重課税が解消される。但し、納税者が相互協議の申立てを行い、相互協議が行われる場合でも、両国の権限ある当局（Competent Authority, CA）合意に至らない可能性があるため、納税者は相互協議の申立てとともに、再調査請求又は審査請求等の不服申立てをおこなうことが一般的である⁶⁶。

相互協議の継続中は、不服申立て手続きは実務上停止されることになる。そして、両国の権限ある当局が相互協議による合意（仮合意）に至った場合には、企業は合意内容を受け入れて不服申立てを取り下げるか、合意内容を受け入れずに不服申立て手続きを継続するかの判断を求められる⁶⁷。

多くの場合には、納税者は合意内容を受け入れ、不服申立てを取り下げる、両国の権限のある当局が正式な合意に至り、課税した側の税務当局による課税の一部取消と相手国税当局の対応調整が行われることにより、二重課税は解消される。他方、両国の権限のある当局が相互協議による合意に至らなかった場合には、納税者はその旨を告げられ、相互協議手続きは終了し、国内での不服申立て手続きが進行することとなる。また、訴訟継続中に相互協議の申立てがされた場合にも同様の扱いがされている⁶⁸。

企業にとって、相手国税務当局に相互協議の経験がほぼない場合、または、相互協議での解決ができないと判断する場合、課税処分に明らかな違法があり国内訴訟手続きで課税処分が取り消されると納税者が判断したときは、企業は相互協議を経ることなく不服申立て手続きから訴訟に進むことになる⁶⁹。

相互協議について、水野名誉教授は、「移転価格税制をはじめとする国際的課税問題に対してはもはや1カ国による国内法や租税条約の適用では不可能であり、当事者国による直

⁶²今村・大野（2023）83頁。国税庁：移転価格課税・事前確認等の個別事案は国税庁長官官房国際業務課相互協議室が担当。

⁶³濱田（2004）181頁。

⁶⁴今村・大野（2023）88頁。

⁶⁵日本＝ブラジル租税条約6条（特殊関連企業）には、対応的調整に関する規定がないことから、ブラジル当局は対応に応じないため、日本＝ブラジル条約に基づく相互協議の合意は困難とされ二重課税が解消されることが困難となり、不服申立て手続きをへて課税処分に進むこととなる。（本田技研工業事案）

⁶⁶今村・大野（2023）88頁。

⁶⁷今村・大野（2023）88頁。

⁶⁸今村・大野（2023）88頁。

⁶⁹今村・大野（2023）89頁。

接の交渉や合意が必用となる場合が多く生ずる⁷⁰」と指摘している。また、相互協議を適切に実施することによりわが国の課税権を確保することができる。

事前確認制度及び相互協議を利用することにより、移転価格税制による訴訟を回避することが可能である。このことは次のような2つのメリットがある。第1に、税務当局にとっては、わが国の課税権を確保することができること。第2に、企業にとって、訴訟によるレピュテーションリスクの低下や多額の追徴課税を免れることにより、財務諸表の毀損つまりROAの低下を招かずに済み、キャッシュフローの安定が維持できることである。

第5節 小括

本章において、実証研究として無形資産と租税回避の関係について移転価格税制を中心に研究をおこなうのかを説明した。第1節では、移転価格税制において、バリューチェーンのグローバル化を通して無形資産を戦略的に軽課税国に配置することにより利益を集中させることにより、租税負担の削減ができるこを示したが、他方BEPSによる弊害も指摘した。第2節では、わが国における移転価格税制導入の歴史的背景とその評価を行い、わが国企業が海外進出による経済発展と、進出先での課税問題への取り組みを説明した。第3節では、国家側及び企業側から見た移転価格税制の裁判例を概観し裁判の争点が財貨やモノから無形資産へ移り変わることを確認した。第4節では、移転価格税制の手続き規定である事前確認制度と相互協議について税務当局と企業によるそれぞれのメリットの説明と相手国状況によるデメリットについても示した。

わが国の企業における海外進出の場合、相手国の課税制度も調査の上、海外に関連会社を設立する。そして、企業における海外収益の依存度が高まるにつれて、国外関連取引が中心的な取引となる。この結果、移転価格税制は、企業経営における税務戦略の一環つまり、課税支払のコントロールということにも繋がっていくが、国家間の取引でもあるので、各税務当局との交渉も必要となってくる。この事は、BEPS最終報告書においても移転価格税制に対する行動計画の比重が高く占めることになっている。

わが国の場合、租税条約や手続き規定である、事前確認制度及び相互協議により企業の海外進出にあたり、相手国税務当局との課税リスクの減少には寄与していると思慮する。

⁷⁰ 水野（2000）228頁。

第3章 先行研究の整理

本章では、先行研究は幅広い分野で研究をしているが、どのようなことを着目しているかについて概観する。また、これまでの研究成果と確認するとともに、本研究における検討課題を明示することとする。先行研究に関しては、主に6つの領域について研究が行われている。第1に、多国籍企業による移転価格税制に関する研究、第2に、有価証券報告書の開示に関する研究、第3に税負担削減行動の尺度である実行税率いわゆる租税回避の代理変数に関する研究、第4に監査に関する研究、第5に国際的所得移転に関する研究、第6に、税負担削減行動と経営者の関係についての研究である。

2009年をはじめとする初期の頃は、経営者の裁量・利益や持株会社など比較的狭い範囲での中心であったが、わが国企業が海外収益を求め、多国籍企業となるにつれて、研究対象は企業の国際的所得移転研究における移転価格税制と焦点が移り替わりはじめ、有価証券の開示による研究、監査法人によるガバナンスに関する研究とわが国企業を取り巻く環境により研究も変化している。

図表6：先行研究（日本）

	著者	論文名	調査期間
1	大沼・鈴木・山下（2009）	会計利益と課税所得の情報内容の変化	1992年度から2004年度
2	山下・音川（2009）	日本における株式持合いが税負担削減行動に与える影響	1987年から2004年
3	大沼（2010）	租税回避と経営者裁量との関係	2004年から2008年度
4	山下・大沼・鈴木（2011）	申告所得公示制度の廃止が企業の税負担削減行動に及ぼす影響	2003年3月期から2008年3月期
5	奥田・山下（2011）	日本における長期カレント実効税率の実態と規定要因	Current ETRは2003年度（2004年3月期から2005年2月期）、長期Current ETRは2008年3月期から2009年2月期の5年間をプールしたもの
6	奥田・山下（2013）	長期カレント実効税率の連単比較	長期カレント実効税率2003年度から2007年度の5年間、短期カレント実効税率2003年度
7	高橋・野間・菅（2015）	国際的所得移転行動の実証分析	2010年3月期
8	加藤・大沼・櫻田（2015）	移転価格税制の適用と資本市場の評価に関する実証研究	1987年11月から2012年12月
9	大沼（2015）	税負担削減行動と経営者報酬のミッシングリンク	2005年から2010年
10	櫻田・大沼（2016）	移転価格税制適用企業の企業統治構造に関する実証研究	2005年5月3日から2013年12月10日
11	浅野（2017）	多国籍企業の租税回避と所在地別セグメント情報の開示行動	会計基準改定前2001年から2010年、会計基準改定後2011年から2015年
12	大沼（2020）	監査報酬と租税負担行動の関連性～監査リスクとの関係を中心に～	2006年から2018年度
13	岩崎（2023）	国別報告書の提出が多国籍企業の税務行動に及ぼす影響	2014年4月期決算から2022年3月期決算

上記図表6及び図表7（20頁）は、日本及び海外の先行研究の著者、論文名、調査期間を示している。

図表 7：先行研究（海外）

	著者	論文名	調査期間
1	McGuire et al.(2012)	Tax avoidance: Does Tax-Specific Industry Expertise Make a Difference?	2002年から2009年
2	Donohoe and Knechel (2012)	Tax aggressiveness Is Influence Auditing Pricing?	2002年から2010年
3	Hope et al.(2013)	Tax avoidance and geographic earnings disclosure	1993年から2008年度

第 1 に、多国籍企業における移転価格税制に関しては、加藤・大沼・櫻田（2015）、櫻田・大沼（2016）、岩崎（2023）などが行っている。加藤・大沼・櫻田（2015）及び櫻田・大沼（2016）はイベント・スタディを起因として市場の反応を分析している。50 事例を分析した結果、イベント日となる新聞報道日の 3 日前から 4 日後までの間、継続的に市場はネガティブな反応をし続けることが明らかになった。さらに、新聞報道前⁷¹から報道後までの合計 21 日間を各社の市場調整後株式投資収益率は、平均して約 3% 下落した。ここから、投資家は課税庁による更生通知の送達を事前に織り込んだうえで反応したと結論付けている。また、移転価格税制の適用が新聞報道された企業 60 事例をコーポレート・ガバナンスと市場反応の側面から分析を行い、情報開示を積極的に行うことと同時にウェブ上の情報開示が充実していた企業で当座比率が高い企業は、移転価格税制の適用報道が発生すると投資家は強い失望を示すことを明らかにした。但し、外国人持株比率、役員及び無形資産に関しては、外国人持株比率が高く、常務相当以上の取締役の人数が多く、無形資産の保有が多い場合には、移転価格税制の適用が報道された場合でも株価は上昇することが示された。岩崎（2023）は、B E P S プロジェクト行動計画 13 「多国籍企業の企業情報の文書化」を踏まえ、2016 年度税制改正により租税特別措置法が改正され、移転価格税制にかかる文書化制度が整備された。BEPS プロジェクトで勧告させた書類は三種類あり、その中の一つが国別報告書（Country-by-Country Reporting : CbCR）と呼ばれる。この税制改正により該当する我が国の多国籍企業とは、直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額が 1,000 億円以上である特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人であり、最終親会社等に該当するのは、事業が行われる国または地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等を所轄税務署長に提出しなければならない。（租税特別措置法 66 条の 4 の 4）⁷²。 我が国の CbCR 提出が義務付けられている多国籍企業に関して、税務行動にど

⁷¹ 税務調査と更生通知の通達を投資家はどのように方法で情報を入手しているかについて調査したところ、新聞記者の中で企業に張り付いてさまざまな企業情報を調査する者がいるといわれている。このような取材網から情報が流れ出ていることは考えられるが、機密情報の部分もあるため詳細な真偽は不明。

⁷² 国税庁（2016）CbCR の提出義務者は、最終親会社等または代理親会社等が日本に所在する場合は、特定多国籍グループの構成会社等（条約方式）、最終親会社等または代理親会社等が外国に所在する場合には、特定多国籍グループの構成会社等である内国法人（原則、条約方式）、

のような影響がありその効果に関して実証分析をおこなった。その結果、CbCR導入後2018年以降、提出義務のある企業が租税負担削減行動を抑制したことが明らかになり、CbCR導入後は、グループ総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業に関しては税金の透明性に関して効果を示した。

第2に、有価証券報告書の開示に関する研究に関しては、大沼・鈴木・山下（2009）、山下・大沼・鈴木（2011）及び浅野（2017）が開示の範囲が非開示になった場合についての研究を進めている。大沼・鈴木・山下（2009）は、業績値としての課税所得データを用い、1998年の税制改正に焦点を合わせ、課税所得と会計利益の情報内容の有用性について比較分析を行っている。その結果、税制改正以降、課税所得の相対的・増分的情報内容の有用性が高くなっていること、会計利益は課税所得との関連性が相対的に弱いと予想されるサンプルの場合の課税所得情報の有用性が高まること。そして、会計利益の質が低い企業の課税所得の相対的情報内容は高まり、増分的な情報も豊富になる事等を明らかにした。これらの結果は、税制改正後に課税所得情報の有用性が高まっている証拠であるとしている。山下・大沼・鈴木（2011）は、申告所得公示制度廃止前後の企業の税負担削減行動の変化及び経営者や外国人投資家による株式の保有水準が税負担削減行動にどのように影響を与えるのかを実証的に明らかにした。彼らは、2006年まで課税所得が年4,000万円超の法人に対して、申告書に記載された課税所得の金額が公示されていたことに注目した。（旧法人税法第152条、旧法人税法施行規則第68条）この税法は第三者の監視による牽制的効果を発揮する目的で1950年に施行された制度である。対象となる税目は、法人税・所得税・相続税・贈与税であったが、この公示が目的外・犯罪・嫌がらせの誘発等の指摘から、2005年個人情報保護法の施行後、法人税の公示制度も廃止された。申告所得公示制度の廃止の前後での企業における税負担削減行動の分析結果は、申告所得公示制度廃止以降に日本企業の税負担削減行動がより積極的になった。また、役員持株比率の増加に伴い税負担作成行動が抑制されることになるが、外国人持株比率の増加に伴い税負担削減行動が積極的になる事も示された。浅野（2017）は、税務当局及び税務当局以外の情報利用者に向けた情報開示について、情報開示による透明性の向上に伴うモニタリング機能が非開示になることにより、わが国の多国籍企業の租税回避に影響を及ぼす影響を調査した。具体的には、情報開示として所在地別セグメント情報⁷³があるが、セグメント会計基準の改定前後⁷⁴で所在地別セグメン

例外的に、特定多国籍グループの構成会社等である内国法人または恒久的施設を有する外国法人（例外、子会社方式）となる。

⁷³ 浅野（2017）所在地別セグメント情報とは、売上高（内部・外部）、営業利益、総資産といった項目を連結会社の所在する国または地域的に分割した情報であり、税務当局以外の情報利用者が多国籍企業の利益移転を把握する際に参考にする公表情報。

⁷⁴ 浅野（2017）セグメント会計基準以降、所在地セグメント情報の開示は求められなくなつた。但し、決算短信上で所在地別セグメント情報を自発的に開示続ける多国籍企業も存在する。

ト情報の開示と租税回避の変化に関して実証分析を行った。結果は、セグメント会計基準前後に所在地別セグメント情報を非開示にする多国籍企業は租税回避に積極的になることが判明した。そして、所在地別セグメント情報の開示が多国籍企業の租税回避を抑制することに寄与し所在地別セグメント情報の有用性を示した。

第3に、税負担削減行動の尺度である実行税率いわゆる租税回避の代理変数に関する研究に関しては、奥田・山下（2011）及び（2013）が行っている。日本の場合は、税制改正等に応じた企業の税負担削減行動について実証研究が行われている。その多くは短期的な観点から税負担削減行動分析を試みていたが長期的な観点から税負担の削減については明らかにされていなかった。また、実行税率に着目した研究の蓄積は、少なかった。そこで彼らは、日本の有価証券報告書企業を対象に実証研究を行っている。具体的には、日本企業の実態に合わせて、分子の法人税等調整額の影響を除いたカレント実行税率（Current Effective Tax Rate:以下「カレント ETR」とする）で分析を行っている。その結果、税率の分布は短期よりも長期の税率の方が低い傾向があることが分かり、アメリカと比較した場合には、短期的にも長期的にも法定実効税率との差異は小さいことが明らかにされた。また、5年累積データを用いた長期カレント ETRの分析では、税負担削減行動の水準に企業特性、制度特性、産業特性が影響を与えていていることを発見した。有価証券報告書が連結主体⁷⁵の開示制度に移行した後、会社法⁷⁶においても連結財務諸表の開示が求められ、財務報告において単体決算から連結決算を主として業績を把握する方向へ制度が移行している。法人税法上においても連結納税及びグループ納税制度の導入など制度が変化している。このような制度変化の中において、企業がグループ全体としての納税額の最適化の兆候が見られるようになった為、実態の解明を目指した。結論は、カレント実行税率の検証結では、単体決算よりも連結決算の負担が重い、但し検証期間がグループ納税制度導入以前のため、グループ納税制度導入後に関しては、単体決算よりも連結決算の負担が重いのかどうかは不明となっている。単体決算と連結決算の規定要因の検証結果は、ほとんどの規定要因は単体決算及び連結決算においての相違はみられなかった。しかし、税負担の単体決算と連結決算の差に関して

⁷⁵ 大蔵省（平成11年2月19日）新聞発表「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」の公表について。内容「企業会計審議会は平成9年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見報告書」を公表し、証券取引法に基づくディスクロージャー制度について従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへ転換を図ることを提言したが、有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る証券取引法に基づく関係法令の改正に先立ち、次のとおり、その具体的な取扱いについての考え方を整理した。

https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a922.htm 2025年2月10日閲覧。

⁷⁶ 社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会（2004年3月31日）「商法施行規則による株式会社の各種書類の改訂版」

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/025.pdf> 2025年2月10日閲覧。

検証した結果においては、連結納税制度や海外子会社を用いた税務戦略を実施している可能性が示唆された。

第4に、監査に関する研究については大沼（2020）により行われている。有価証券報告書の開示資料の中で、監査報告書がある。2021年3月期から監査上の主要な検討事項（Key audit matter : KAM⁷⁷）が新たに記載することが求められ、監査を取り巻く環境が変化してきている為、監査のリスクが増大している。このような環境の変化により財務諸表監査を行う監査法人への監査報酬の決定要因を分析する中で監査法人における税務負担削減行動によって高まる税務リスクに着目して監査報酬との関連性について検証した。その結果、次の2つの事が分かった。第1に、租税削減行動に積極的な企業ほど、基本的に監査リスクが高く監査の複雑性が上昇することから、監査報酬は高い。第2に、連結納税制度⁷⁸を導入している場合や、連結子会社を含む関連会社の多い企業は、情報環境を整備する観点から必然的に内部環境が整備される。しかし、このような企業に関しては、統制リスクが低いことから、ある程度税務負担削減行動に積極的でなければ管理費用抑制に積極的でないと見なされ監査報酬は上昇する。

第5に、国際的所得移転に関する研究に関しては、高橋・野間・菅（2015）は、日本の多国籍企業による国際的所得移転と課税の関係を企業グループの内部取引及び外国子会社に着目して実証研究を行っている。連結データを用いた検証の結果だけでは、日本の法人税率が比較して高水準⁷⁹であることから、広くグローバルに事業展開している企業は、租税負担の削減を意図していなくても、結果として税負担の軽減が実現している可能性も示唆されるが、外国子会社データを用いた検証においては、所在地国の法人税率が低い国の外国子会社ほど利益率が高く、内部取引割合が高いことから、国家間の税率差が企業グループの意思決定に影響を与えていた。多国籍企業は、各国間の税率差を意識し、内部取引で所得を移転することにより租税負担を削減していることが示唆された。

⁷⁷ 金融庁「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」の公表
KAMは、2018年7月に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」により日本の監査実務に導入され、2021年3月期から、一部を除く金融商品取引法監査が適用される会社に対して、監査報告書への記載が求められています。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220304-2/20220304-2.html> 2025年2月10日閲覧。

⁷⁸ 国税庁「連結納税制度の概要」（平成14年8月1日施行）適用対象：親会社と、それが直接間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く）、制度の適用は、選択制。ただし、一旦選択した場合は、継続適用：申告納付、親会社が法人税の申告・納付を行う、子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出しなければならない。
<https://www.nta.go.jp/about/council/sinsabunkakai/021015/shiryo/03.htm> 2025年2月10日閲覧。

⁷⁹ 法定実効税率は35.64%

最後に税負担削減行動と経営者の関係の研究については、山下・音川(2009)、大沼(2010)、大沼(2015)などが行っている。山下・音川(2009)は、日本型経営の特徴である企業間の株式持合と経営者の税負担削減行動との関連性を実証的に分析している。具体的には、複数にわたる税負担削減行動の尺度を用い、株式持合の尺度を表す変数として2社間で相互に株式を保有していることを条件として計測される株式持合比率を用いての研究である。株式持合比率が上昇するにつれて、はじめは経営者の税負担削減行動が有意に抑制されるものの、その程度は遞減的であり、持合比率がおよそ22%から30%の水準を超えると、株式持合比率の上昇に伴い経営者の税負担行動が積極的になると報告している。そして、大沼(2010)、(2015)は、経営者の租税負担削減行動と経営者報酬の増加に繋がることを指摘している。企業の経営戦略からタックス・プランニングは行われるが、経営者の利益調整行動との関係について分析を行っている。具体的には、会計利益と課税所得の相違(Book-Tax Differences:以下 BTDと称する)が生じ注目している。BTDの源泉は、財務会計と税務会計の収益及び費用の認識時点での相違や資産負債の評価額の相違に起因する。このBTDを分析することにより、その中に経営者の裁量による税務戦略の兆候の分析を行った。そして、日本企業はアメリカと比較して租税回避行動と利益調整を同時に進めるというよりも、どちらかに重点を置き、結果一方が減少するという関係を確認した。また、経営者の租税負担削減行動と経営者報酬の関係を調査し、税負担削減行動は企業者報酬の増加に繋がる。なぜなら、高リスクではあるものの税金支払額を減少するために、税負担削減行動に取り組む経営者を評価していることを示唆している。また、多くの企業において利益連動型報酬が導入されていることも税負担削減行動と関係していると推測される。

海外の先行研究に関しては、わが国より先駆けて、McGuire et al. (2012) 及び Donehoe and Knechel(2013)が監査報酬と税負担削減行動に関する研究を行っている。McGuire et al. (2012)は、監査法人が有する税務に関する特別の知識が企業の租税負担削減行動のレベルに影響を与えるのかどうかを調査した。彼らの調査結果によると、大手監査法人からの税務サービスの提供を受ける企業ほど、高度な租税負担削減行動を実行していることが明らかになった。また、監査法人の監査と税務の結合された総体的な知識及び経験は、概ね大きな税負担削減行動に関連づけられることも発見している。Donehoe and Knechel(2013)は、租税負担行動と監査費用の関連性についての検証を行い租税負担削減行動に積極的な企業ほど監査サービスに対して多額の監査報酬を支払っていることを明らかにした。さらに、Hope et al.(2013)は、米国多国企業の租税回避と地域における売上高の開示について説明をしている。その結果、売上高を非開示にしている企業は租税回避を行っていることを示唆している。

第3章 小括

本章において、わが国の先行研究に関しては、時代の移り変わりにより、経営者の利益など範囲が幾分狭い領域が見られたが、企業の多国籍化が発達するにつれて、研究内容も多国

籍企業に焦点を当てる研究、有価証券報告書等の開示に関する研究、監査法人に関する研究など徐々に領域の広がりを示している。

ところで、税制改正はただ、国家の租税を徴収することのみが第一の目的ではなく、わが国の産業の発展に寄与すべく、研究開発税制や企業の実務における負担を軽減するために、開示内容の縮小などを行っている。しかし、開示の範囲が狭くなると、租税負担削減行動は活発化し、開示の範囲が広くなると租税負担削減行動はおだやかになるなどが示唆されている。

米国の研究に関しては、大手監査法人からの税務サービスの提供を受ける企業ほど、高度な租税負担削減行動を実行していることが明らかになっているが、わが国においてはまだ研究は行われていない。

国税の捉え方として、わが国の大企業は脱税のための脱税はほとんどない⁸⁰と言われている。言い換れば、税務リスクが高いアグレッシブな税務戦略はとらないと考えられる。しかし、わが国企業における株主の国際化、企業価値創造のメルクマールとなる⁸¹ROE⁸²経営が重視⁸³されている状況となっている。その為、ROE 向上のためにには、大きく分けて次の 3 点が指摘される。1. 税引前利益の増加、2. 自己資本の減少、3. 法人実効税率の引き下げである⁸⁴。わが国企業も税金をコストと認識し、税引後利益の最大化を目指すプレッシャーは晒されていると思慮する。

第 1 番目に関する税引前利益の増加は、収益性の改善を行い、そして経費削減で対応することが可能である。第 2 番目の自己資本の減少は、わが国企業において、自己株式の取得が可能となっている。しかし、ROE の向上には効果的だが、会社法⁸⁵に定める分配可能額の規制があるため制限される。最後のグローバル連結ベースでの法人税実行税率の引き下げに関しては、本格的に着手していない企業も多く、改善の余地がある⁸⁶との指摘がある。

そこで、本研究によりわが国の大企業が、大手監査法人からの税務サービスの提供により、

⁸⁰ 山川（2017）4 頁。

⁸¹ 伊藤（2024）644 頁。

⁸² 伊藤（2024）18-19 頁。企業が出資した資本に対してどれだけのリターン、すなわち当期純利益を実現することができたかを示す指標。ROE は資本生産性ないし資本効率を表す代表的な指標。

⁸³ 伊藤（2024）17 頁。

⁸⁴ 経済産業省（2017 b）241 頁。

⁸⁵ e-GOV 法令検索：会社法 461 条第 1 項。次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC000000086#Mp-Pa_2-Ch_5-Se_6-At_461 2025 年 2 月 10 日閲覧。

⁸⁶ 経済産業省（2017 b）241 頁。

租税負担行動を行っているかどうかの検証を行うこととする。

補節

移転価格税制文書化による書式（国税庁）

書式内容は、我が国では、税務当局のみ保管され非公開となる。行動計画 15 多数国間協定の策定があるため、海外の子会社の税務当局がわが国の税務当局に情報交換することにより入手は可能となる。同時に、わが国の税務当局が海外の税務当局に対しても、わが国企業海外関連会社の情報が入手できる。その結果、海外関連会社の詳細な情報が入手が可能となる。

図表 8：国別報告書（Country -by-Country Report）

国別報告事項

Country-by-Country Report

表 1 居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction

居住地国等 Tax Jurisdiction	収入金額 Revenues			税引前 当期利益 (損失)の額 Profit (Loss) before Income Tax	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	発生税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stated Capital	利益剰余金 の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Employees	有形資産（現金及び現 金同等物を除く）の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	非関連者 Unrelated Party	関連者 Related Party	合計 Total							

29.12

図表9：居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

表2 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

Table 2. List of all the Constituent Entities of the MNE group included in each aggregation per tax jurisdiction

¹ 構成会社等の事業活動の性質について、「追加情報」の欄に明記してください。

Please specify the nature of the activity of the Constituent Entity in the "Additional Information" section.

図表 10：追加情報

表3 追加情報

Table 3. Additional Information

多国籍企業グループ名 Name of the MNE group :
対象事業年度 Fiscal year concerned :
(必要と考えられる追加の情報や国別報告事項に記載された情報への理解を円滑にする説明等を英語で記載してください。)
Please include any further brief information or explanation you consider necessary or that would facilitate the understanding of the compulsory information provided in the Country-by-Country Report.

第4章 仮説構築・企業会計と税務会計の計算方法・無形資産について

本章では、仮説構築にあたり、第1節では、企業会計と税務会計の計算方法についての違いについて説明を行い、第2節は無形資産の特性、企業価値と租税への影響を検討し、第3節に仮説構築を行うこととする。

第1節：企業会計と税務会計計算方法についての違い

企業会計には、機能別に財務会計 (financial accounting) 管理会計 (managerial accounting)、税務会計 (tax accounting) に区別⁸⁷されるが、本論文では財務会計及び税務会計を取り扱うこととする。

ところで、わが国の経営者も世界の経営者と同様に、企業の持続的成長を実現するためには、絶え間ないイノベーションをし続けることが肝要であると思慮する。企業価値を決定付ける因子として、企業の競争力の源泉が有形資産から無形資産に移り変わりをしている中⁸⁸において、わが国企業に対し、事業活動コストにおける阻害要因に関するアンケート調査を行ったところ、回答としてもっと多かったのは、1位税負担 (69社：法人税が高い)、次いで人件費 (54社) という調査結果であった⁸⁹。企業経営にとり、利益をどのような方法で獲得するか、費用を抑え税金の支払いを最小限にするかは、企業の発展にとり不可欠な要素である。利益を獲得し、その利益で成長の為の投資を行う。ある企業の経理部門では売掛金の回収は速く、買掛金の支払いはできるだけ遅くしてキャッシュの流出をできるだけ防ぐことにしており。そこで、企業は法人税・消費税の支払いをコントロールしながら経営を行っていく。しかし、企業会計と法人税の費用の考え方には異なる部分が存在する。

まず、課税所得の計算について説明する。

課税所得の計算は、次によって求められる。内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする⁹⁰。数式に示した場合は、課税所得 = 益金の額 - 損金の額⁹¹となる。そして、法律で別段の定めがある場合を除いて、確定決算主義と呼ばれる方法により計算される。確定決算主義とは、「一定の損金の支出については、株主総会等の決議を要件としてのみ、法人税法上も承認する場合⁹²」をいう。

⁸⁷ 伊藤 (2024) 47 頁-50 頁。

⁸⁸ 伊藤レポート (2017) 6 頁。

⁸⁹ 経済産業省 (2023) 11 頁。日本企業調査件数は 203 社である。

⁹⁰ 法人税法第 22 条第 1 項。税務研究会法令集。

<http://www.zeiken.co.jp/hourei/HHHOU000000/22.html> 2025 年 2 月 10 日閲覧。

⁹¹ 伊藤 (2024) 50 頁。

⁹² 水野 (2023) 487 頁。

企業会計と法人税法との間に存する定義とは、具体的には、以下のようなものである。まず、収益・費用の範囲が異なる⁹³。受取配当、非課税国際利子等法人税上では益金ではないが、企業会計上は利益として認識される。反対に、企業会計上利益とはならないが、法人税法上は益金にと認識される場合もある。また、法人税法上の限度額を超える引当金や交際費など、企業会計上は費用であるが、法人税法上は費用とは認められないものもある。これに對して、繰越欠損金なども、企業会計上は費用にならなくても、法人税法上は費用にあたるものもある⁹⁴。租税法の考え方の一つとして課税の公平及びわが国の経済発展とための特別措置法の組み合わせにより、企業会計と法人税性の収益・費用の範囲が異なることとなると言える。

第2節 無形資産の特性、企業価値と租税への影響

無形資産の重要性が企業活動について20世紀後半から急激に高まっている。アメリカでは、1990年代半ばに無形資産投資が有形資産投資を上回り、イギリスにおいても1991年代末頃に無形資産投資が有形資産投資を追い越す事となる⁹⁵。無形資産に期待される役割は主に2つあると指摘されている。第1に、先端技術産業において市場シェアを獲得するためには、無形資産への投資は欠かせない。そして、広く普及した技術を基盤とした製品は厳しい価格競争の中で、新興国を含めた他国企業の追随により利益確保が困難になる⁹⁶。その結果、企業は既存分野において自社製品及びサービスの差別化を行い、市場規模の拡大を見込まれる新規分野での生き残りを賭けている⁹⁷。具体的には、研究開発、ソフトウェア、データベース、ブランドへの投資⁹⁸は避けられない。

第2に、プラットフォーム企業の市場支配力は無形資産により維持されている⁹⁹。Apple, Microsoft, Alphabet, Amazon等インターネット上のプラットフォーム企業は、ターゲット広告や仲介サービス等を通じて市場を支配している。その背景には、ソフトウェア開発、ブランド力等、無形資産への投資が重要な役割を果たしている¹⁰⁰と考えられている。このように無形資産が企業活動や収益に重要な役割を果たしている現状において、国際課税制度は新たな局面をむかえることになる¹⁰¹。米国多国籍企業は、「PEなければ課税なし」の原

⁹³ 水野（2023）482頁。

⁹⁴ 水野（2023）482頁。

⁹⁵ ハスケル＝ウェストレイク（2017）34頁。

⁹⁶ 吉村（2024）63頁。

⁹⁷ 吉村（2024）61頁。

⁹⁸ 吉村（2024）61頁。

⁹⁹ 吉村（2024）62頁。

¹⁰⁰ 経済産業省（2022）354頁。

¹⁰¹ 吉村（2024）61頁。

則を十分理解したうえで、タックス・プランニングを行い、アイルランド等の低税率国にサーバー¹⁰²などを配置していたのである。その結果、グループ全体の実効税率を大きく引き下げている租税回避事例が問題視されることとなり、BEPS プロジェクトの契機ともなった。

そして、各国においても、研究開発税制やイノベーションボックス税制により、無形資産への投資を促進する動きを見せている。無形資産がもたらす課税上の諸問題は、従来の国際課税および法人税の修正を超えた再検討を求めることとなっている。その結果、無形資産は企業及び国家にとっても重要性が増す事となる。

そこで、『無形資産が経済を支配する：資本のない資本主義の正体』の参照を行いながら、無形資産の特性について検討を行う。無形資産の4つの主要な特性が「4S」として指摘されている。

まず4Sとは、

サンクコスト (Sunk Costs 埋没費用)、スピルオーバー (Spillovers, 波及効果)、スケーラビリティ (Scalability, 拡張可能性)、シナジー (Synergies)¹⁰³の4つである。

第1に、無形資産投資は、大部分で回収不能なサンクコストを表す¹⁰⁴ことが多い。具体的には、トヨタ自動車はカンバン生産システムに巨額な投資を行う。しかし、その投資が失敗した場合、工場からカンバン生産システムを引き剥がして転売することはできない。つまり、無形資産の開発に失敗したときは、転売によって投資額を回収することが困難である¹⁰⁵。

第2に、無形資産は、スピルオーバーを引き起こす。具体的には、ライト兄弟は、世界初の飛行後には、飛行機の開発には時間をかけられず、特許を侵害していると思われた競合開発者との間での闘争に時間を費やしたという¹⁰⁶。特許や実際の製品などを通じて知識や技術が広く共有されることで、私的な投資のはずだったものから他人が便益を得る傾向¹⁰⁷が多い。

第3に、無形資産についてはスケーラビリティによるメリットが挙げられる。コカ・コーラをコカ・コーラたる味にするシロップのレシピ¹⁰⁸を具体例として示している。アトランタのコカ・コーラ社が有する無形資産（シロップのレシピ）は全世界にスケーリングが可能であり¹⁰⁹、この特性を極端に描けば、無形資産は限界費用がほぼゼロに近いコストで複製

¹⁰² 大野（2024）64頁。1998年OECDオタワ閣僚会議においてサーバーはPEに該当するものとされた。

¹⁰³ ハスケル＝ウェストレイク（2017）12-15頁。

¹⁰⁴ ハスケル＝ウェストレイク（2017）12頁。

¹⁰⁵ ハスケル＝ウェストレイク（2017）13頁。

¹⁰⁶ ハスケル＝ウェストレイク（2017）16頁。

¹⁰⁷ ハスケル＝ウェストレイク（2017）14頁。

¹⁰⁸ ハスケル＝ウェストレイク（2017）14頁。

¹⁰⁹ ハスケル＝ウェストレイク（2017）14頁。

可能¹¹⁰となる。

第4に、無形資産は、互いに組み合わせることで、より大きな価値を生み出す予想外のイノベーションとなることがある（シナジー）。例えば、Appleはレコードレベルとの契約及びデザインを組み合わせることにより、ipadという優れた価値のイノベーションを誕生させ¹¹¹人々の行動様式に影響を与えることとなった。電子レンジは、軍事技術（レーダー関連技術）であったマイクロ波に関する研究と家電メーカーの有していた家電機器の設計能力と提携で生まれたとされる¹¹²。

第3節 仮説構築

先行研究を振り返ることとする。

1. 浅野（2018）は、わが国の製造業に属する多国籍企業を対象に、有価証券報告書にあるセグメント情報の開示状況をもとに無形資産と開示の関係との実証研究を行い、セグメント会計基準前後に所在地別セグメント情報を非開示にする多国籍企業は租税回避に積極的になることが判明した。しかし、実効税率は無形資産によって値は小さくなることは示されなかった。なお、所在地別セグメント情報とは、売上高（外部・内部）、営業利益、総資産といった項目を連結会社の所在する国または地域別に分割した情報であり、税務当局以外の情報利用者が多国籍企業の利益移転を把握する際に参考にする公表情報である。

2. 大沼宏（2020）は、監査報酬の決定要因について考察する中で、租税負担削減行動の進展によって高まる税務リスクに注目して、監査報酬との関連性について明らかにした。租税削減行動に積極的な企業ほど、基本的に監査リスクが高く監査の複雑性が上昇するする場合は監査報酬は高くなることが導かれた。税務リスクとは、企業経営者が租税負担削減行動を推し進めることで社会的なレピュテーションを毀損するリスク、租税負担削減行動を推し進めることで国税当局などから調査を受けるリスク及び否認されるリスク、追徴課税を受けるリスクを意味する。

3. McGuire et al.(2012)彼らは、米国の大手監査法人が有する税務に関する専門知識の深度が企業の租税負担削減行動のレベルに影響を与えるかどうかを明らかにした。

具体的には米国大手監査法人から税務サービスの提供を受けている企業ほど無形資産を利用した高度な租税負担削減行動を実行していることが明らかになった。

¹¹⁰ 吉村（2024）64頁。

¹¹¹ ハスケル＝ウェストレイク（2017）15頁。

¹¹² ハスケル＝ウェストレイク（2017）13頁。

2015年10月5日OECDにより最終報告書が公表され、15項目にわたる「BEPS行動計画」の勧告に基づき各國政府において税制改正が行われている。多国籍企業にとり15項目の勧告は、実務の変更や税の透明性へと影響を受けることになる。そこで、わが国も含め各國の税制改正によって日本企業の租税回避行動が抑制されているかどうかを検証する。

先行研究をまとめると以下の3件が指摘できる。

- ①セグメント会計基準の改訂後、所在地別セグメント情報を非公開にする多国籍企業は租税回避に**積極的**になるが無形資産を利用しての高度な租税負担行動とはいえないなかつた。(浅野,2018)
- ②税務リスクが高い企業ほど**監査報酬**は高くなる。(大沼,2020)
- ③大手監査法人から税務サービスを受けている企業ほど**無形資産を利用した高度な租税負担削減行動**をしている。(Mcguire et al.,2012)

日本でまだ研究されていない事は、以下の2点である。

- ① 2015年BEPS最終報告書以降租税回避の程度
- ② 日本監査法人ネットワークの税理士法人における高度な専門的知識と日本企業の租税回避行動における関係

そこでまず、2015年10月5日OECDにより最終報告書が公表され、15項目にわたる「BEPS行動計画」の勧告に基づき日本も2015年以降税制改正が行われているがその効果を検証する。

仮説1

2015年以降租税回避の程度は小さくなっている。

なぜなら、わが国においても租税回避を抑制し適正な課税を確保するために、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(Action 1)をはじめ、毎年国際課税制度は改正されているからである¹¹³。そのため、租税回避の程度は小さくなっていると予想する。

次に、BEPSにおける原因の一因は多国籍企業の無形資産を利用した移転価格による租税回避であったことから、無形資産がカギと予想されるのでこれについて検証を行う。

また、無形資産とETR(租税回避の代理変数)の関係について正の関係であると先行研究(浅野、2017)では説明されている。正の関係とは、実効税率の値が大きくなり税負担が

¹¹³ 国税庁(2016)「VII国際課税に関する改正」

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2016_4/pdf/09.pdf 2025年2月10日閲覧。

増えることを意味する。他方、(McGuire et al,2012) が示した負の関係とは無形資産を利用して実効税率を低くすることで租税回避が導かれた。浅野と McGuire は無形資産に関して反対の結果が導かれているが本研究ではどちらが日本は当てはまるのか検証をする。

仮説 2

監査法人ネットワークに関する税理士法人に税務サービス（アドバイス）を受ける企業ほど無形資産を利用した租税回避が行われている。

第 4 節 小括

第 1 節では、本研究を行うにあたり、企業会計と税務会計の計算方法についての違いについて説明を行った。第 2 節は無形資産の特性と無形資産が企業価値と租税へ与える影響について述べた。具体的には、無形資産はサンクコストにもなるが、他方、無形資産はスケーラビリティ、スケーラビリティ、シナジーを組み合わせることにより企業価値の源泉となることができるることを説明した。第 3 節に先行研究を踏まえて仮説構築を行った。

第5章 分析手法とサンプルデータの構築

第1節リサーチ・デザイン

①租税回避の代理変数

租税回避の代理変数としては、様々な実効税率の指標があるが先行研究では、主に Current ETR_{i,t}、Cash ETR_{i,t}の実効税率 (Effective Tax Rate : ETR) が租税回避の代理変数として利用されている。

下記式のように、Current ETR_{i,t}は、法人税・事業税・住民税（以下、法人税等）税金等調整前利益で除した値であり、Cash ETR_{i,t}は法人税等支払額を税金前利益で除した値である。

ところが、日本企業の分析において Cash ETR_{i,t} は、使用されることはほとんどない。なぜなら、米国においては、予定納税制度が採用されているため、法人税等の支払額は、税引前利益と対応しており、これが崩れるのは、予定納税の見直誤差や還付が生じる時、又は訴訟等の結果として過年度の活動に対する税額の支払いが当期等に生じる場合等に限定されるからである¹¹⁴。

しかし、我が国では、事業開始年度開示の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内に中間申告書¹¹⁵を提出し納付を行うことと法人税法に決められている。その結果、制度的に法人税税等支払額と税引前利益の期間対応が崩れることになる¹¹⁶（図表 11 は法人税中間申告の計算式である）。日本企業に関して、Cash ETR_{i,t} が租税回避の代理変数として利用されない場合が多いのは、上記の理由による¹¹⁷。

図表 11：法人税 中間申告書の計算式

$$\text{前期実績基準額} = \frac{\text{前事業年度の確定法人税額} (\text{※1})}{\text{前事業年度の月数}} \times \frac{\text{中間期間} (\text{※2}) \text{の月数}}{\text{前事業年度の月数}}$$

¹¹⁴ 浅野（2017）90 頁。

¹¹⁵ 国税庁：前期実績に基づく予定申告については、その通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数が 6 月を超える場合（その通算親法人が協同組合等である場合を除きます。）において、その通算法人の前期実績基準額が 10 万円を超えるときは、中間申告書を提出する必要があります。

http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/24.htm 2025 年 2 月 10 日閲覧。

¹¹⁶ 奥田・山下（2011）46 頁。

¹¹⁷ 浅野 90 頁。

$Cash ETR_{i,t}$ 会計上の実効税率（米国で利用されている実効税率）法人税等支払額を税金前利益で除した値。Cash の分子となる法人税・事業税・住民税の支払額に情報は分析期間と通して利用することができないため、日本では使用されていない¹¹⁸。

$Cash ETR_{i,t}$ 会計上の実効税率（米国で利用されている実効税率）は、租税回避の代理変数と呼ばれ、これらの変数の小さい企業は、税引前利益に対する税負担が小さいことから租税回避に積極的と解釈している。そして、 i は企業 t は年を表している。

$$Current ETR_{i,t} = \frac{\text{法人税等支払額 } i, t}{\text{税金等調整前利益 } i, t}$$

Current ETR $_{i,t}$ ：会計上の実効税率。分母と分子が期間対応している。また法人税等調整額を加味していないため、一次差異の影響を反映しており ETR に比べて有用。また、課税の繰延べ部分を含まないことから、当該年度に企業が支払うべき税負担割合が算定される¹¹⁹。Current ETR $_{i,t}$ 所謂、会計上の実効税率も租税回避の代理変数と呼ばれ、これらの変数の小さい企業は、税引前利益に対する税負担が小さいことから租税回避に積極的と解釈する。そして、 i は企業 t は年を表している。わが国の先行研究では、浅野（2017）、大沼（2015）、船城（2015）、奥田・山下（2011）が用いている。

$$Current ETR_{i,t} = \frac{\text{法人税・事業税・住民税 } i, t}{\text{税金等調整前利益 } i, t}$$

ETR $_{i,t}$ ：会計上の実効税率。国内の先行研究に倣い Cash ETR $_{i,t}$ の代わりに、ETR $_{i,t}$ を用いる。法人税等と法人税等調整額の合計を税金等調整前利益で除した値であり、租税回避の代理変数として国内外で広く利用されている。分子に法人税調整額が含まれており、見積もりの変動を受けるが、税効果会計を適用することで算定結果に経営者の節税能力が反映される¹²⁰。法人税等調整額は、税効果会計の適用により一時差異が生じた場合、当期の法人税、住民税および事業税を調整するために設けられた勘定科目。法人税等調整額は当期の法人税・

¹¹⁸ 山下・音川（2009）5 頁。

¹¹⁹ 岩崎（2023）83 頁。

¹²⁰ 岩崎（2023）83 頁。

事業税・住民税の中に来期の費用とした方が適切部分が含まれるときに、来期への繰延費用とみなすことができる。反対に、当期の費用として計上した方がよい法人税・事業税・住民税がるときは来期からの見越費用とみなすことができる¹²¹。

$ETR_{i,t}$ に関しても、わが国では租税回避の代理変数として用いられ、これらの変数の小さい企業は、税引前利益に対する税負担が小さいことから租税回避に積極的と解釈する。先行研究では、浅野（2017）、大沼（2015）、船城（2015）、奥田・山下（2011）が用いている。

$$ETR_{i,t} = \frac{\text{法人税・事業税・住民税 } j_{i,t} + \text{法人税等調整額 } j_{i,t}}{\text{税金等調整前利益 } i_{i,t}}$$

Current $ETR_{i,t}$ ¹²²および $ETR_{i,t}$ は分母（税金等調整前利益）がマイナスとなったものはサンプルから除外し、計算結果がマイナスとなった場合は 0 に、1 を超えた場合は 1 に値を置き換えることにより、租税負担削減行動の指標についての異常値の影響は調整できている¹²³。

これらの 2 つの変数の値が小さい企業は、税金前利益に対応する税負担が少ないと考えられ、租税回避が行われていると示唆される。

第 2 節 重回帰分析

浅野（2017）に基づき次のモデルを設定する。

$$\begin{aligned} \text{Current } ETR_{i,t} = & \alpha_0 + \alpha_1 PI_{i,t} + \alpha_2 R \& D_{i,t} + \alpha_3 LEV_{i,t} + \alpha_4 PPE_{i,t} + \alpha_5 Intang_{i,t} \\ & + \alpha_6 NOL_{i,t-1} + \alpha_7 \Delta NOL_{i,t} + \alpha_8 Foreign\ Sales_{i,t} + \alpha_9 TAX\ S_{i,t} + \alpha_{10} AUD_{i,t} \\ & + \varepsilon_{i,t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} ETR_{i,t} = & \alpha_0 + \alpha_1 PI_{i,t} + \alpha_2 R \& D_{i,t} + \alpha_3 LEV_{i,t} + \alpha_4 PPE_{i,t} + \alpha_5 Intang_{i,t} \\ & + \alpha_6 NOL_{i,t-1} + \alpha_7 \Delta NOL_{i,t} + \alpha_8 Foreign\ Sales_{i,t} + \alpha_9 TAX\ S_{i,t} + \alpha_{10} AUD_{i,t} \end{aligned}$$

¹²¹ 大沼（2015）57-58 頁。

¹²² i は企業、 t は年を表す。

¹²³ 大沼（2015）96 頁。

$$+ \varepsilon_{i,t}$$

図表 12：変数一覧

変数	定義
$PI_{i,t}$	税金等調整前当期純利益を前期末総資産で除する
$R\&D_{i,t}$	研究開発費を前期末総資産で除する
$LEV_{i,t}$	当期の負債を前期末総資産で除する
$PPE_{i,t}$	当期の償却対象有形固定資産を前期末総資産で除する
$Intang_{i,t}$	当期の無形固定資産をそれぞれ前期末総資産で除する
$NOL_{i,t-1}$	前期末に税効果会計の対象になった繰越欠損金が正の場合に 1, それ以外の場合に 0
$\Delta NOL_{i,t}$	当期末と前期末の繰越欠損金の差額を前期末総資産で除したもの
Foreign Sales $_{i,t}$	海外売上高比率（日経 NEEDS DVD により入手）
$TAX\ S_{i,t}$	監査法人グループに関する税理士法人の税務サービスがあれば 1, 税務サービスなければ 0
$AUD_{i,t}$	$TAX\ S * Intang$

図表 12 は、本研究で使用する変数一覧である。なお、コントロール変数は、浅野 (2017) の研究に依拠した。

$TAX\ S$ は、監査法人のネットワークに関する税理士法人から税務サービス（税務コンサルティング等）を利用している場合には 1, 利用していない場合には 0 とする二値変数である。但し、この二値変数に関しては、監査法人のネットワークに関する税理士法人からの税務サービス（税務コンサルティング等）を利用していない場合の 0 については、税務当局以外は税理士法人は非開示となっている。また有価証券報告書の「監査の状況」に記載がなれば確認することができないため、税務サービスを利用していない場合の 0 に含むことにしている。また、AUD は $TAX\ S * Intang$ の交差項を示す。

租税回避に影響を及ぼすと考えられる説明変数として、企業の収益性とレバレッジをコントロールするため、 $PI_{i,t}$ 及び $LEV_{i,t}$ を説明変数に加える。 $PI_{i,t}$ は収益性を表す変数であり、当期の税引前利益¹²⁴を前期末総資産¹²⁵で除する。収益性の高い企業ほど、タックス・プランニングのインセンティブが高いと考えられる。 $LEV_{i,t}$ は、当期の負債を前期末総資

¹²⁴ 財務コードブック会社の属性：税金等調整前当期純利益。

¹²⁵ 財務コードブック会社の属性：流動資産合計及び非流動資産の合計。

産で除している。負債による資金調達を行っている企業は節税の便宜を受けている¹²⁶。したがって、 LEV_{it} は ETR と関係がある。

繰越欠損金¹²⁷を有する企業は、繰越欠損金を利用することで税負担を軽減することができる。この事をコントロールするために $NOL_{i,t-1}$ 及び $\Delta NOL_{i,t}$ を変数とする。 $NOL_{i,t-1}$ は前期末に税効果会計の対象になった繰越欠損金が正の場合が 1, それ以外の場合に 0 をとる二値変数であり。 $\Delta NOL_{i,t}$ は当期末と前期末の繰越欠損金の差額を前期末総資産で除している。 $NOL_{i,t-1}$ は、繰越欠損金を利用できるかどうか、 $\Delta NOL_{i,t}$ は繰越欠損金をその期に利用した大きさを表す¹²⁸。

会計と税務の取り扱いの違いをコントロールするために、 $PPE_{i,t}$ 、 $Intang_{i,t}$ 、 $R&D_{i,t}$ を説明変数に加える。 $PPE_{i,t}$ は当期の償却対象有形固定資産¹²⁹、 $Intang_{i,t}$ は当期の無形固定資産を¹³⁰それぞれ前期末総資産で除する。 $R&D_{i,t}$ は研究開発費¹³¹を前期末総資産で除する。 $PPE_{i,t}$ 、 $Intang_{i,t}$ 、 $R&D_{i,t}$ は税法上の限度額を超えて償却費を計上しているかにより租税回避による影響が異なる¹³²。

多国籍企業の海外依存度をコントロールするため $Foreign Sales_{i,t}$ を説明変数に加える。 $Foreign Sales_{i,t}$ は海外売上高比率¹³³であり、海外売上高比率が高ければ高いほど、海外事業体の所得が多くなる場合、海外の低い法人税率が適用される地域に外国子会社を通じて税負担を軽減することができる。

外国子会社配当益金不算入制度¹³⁴を導入することにより、軽課税国（数%の実効税率）

¹²⁶ 浅野（2017）93 頁。

¹²⁷ 財務コードブック会社の属性：将来課税所得が生じる可能性が大きいため、繰延税金資産として認識しなければならない繰越欠損金の額。

¹²⁸ 浅野（2017）93 頁。

¹²⁹ 財務コードブック会社の属性：建物・構築物、機械装置及び運搬具、工具・器具及び備品、リース資産、その他償却対象有形固定資産の合計。

¹³⁰ 財務コードブック会社の属性：特許権・実用新案権、ソフトウェア、のれん、リース資産（無形固定資産に属するリース資産）、商標権、意匠権、その他無形固定資産（特許権・実用新案権、ソフトウェア、のれん、リース資産（無形固定資産に属するリース資産）、商標権、意匠権以外の無形資産）の合計。

¹³¹ 財務コードブック会社の属性：研究開発費。

¹³² 浅野（2017）93 頁。

¹³³ 財務コードブック会社の属性：海外売上高比率。

¹³⁴ 遠藤・多田・幕内・望月・吉川（2020）680-681 頁。わが国の経済の持続的発展の観点から海外市場で獲得する利益をわが国に還流させることが重要であるとの趣旨で創設された。具体的には、内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からその剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当する額を控除した金額を益金不算入とする。

からの配当にこの制度を適用すれば、企業グループ全体の実効税率を下げることができる¹³⁵。

第3節 サンプル選択

本章では、日本の上場企業を対象に以下の選定基準を満たす企業観察値をサンプルとする。なお分析対象期間は2011年1月から2022年12月までの12年間であり、利用するデータは日本経済新聞社が提供するNEEDS 日経財務データDVD版、日経バリューサーチ、EDINET、各企業のwebsite、株主プロより取得している。M&Aの影響を排除すると同時に、データの均質性を確保するために決算月数が12カ月未満ないし12カ月超の企業はサンプルから除外している。

具体的には、日本経済新聞社が提供するNEEDS 日経財務データDVD版から財務データを取得している。無形資産を利用した租税回避は税務戦略として移転価格税制により行われるため、日経バリューサーチを用いて対象データの検索条件を有価証券報告書及び開示資料検索条件「移転価格」の指定を行い該当する有価証券報告書を入手している。

税務サービス¹³⁶に関しては、税理士法人又は税理士が法人税申告を行う場合、代理権限証書¹³⁷を税務当局に提出する義務がある。この代理権限証書に税理士法人名および担当税理士の氏名が記載されているが、わが国では税務当局以外は非公開となっている。監査法人に関しては、有価証券報告書等に四大監査法人又は四大監査法人以外かが公表されている。しかし、企業によって監査法人ネットワークに関係する税理士法人は、利益相反や独立性を維持するため一般的には同一の企業を担当することはほとんどないと思慮する。そこで、監査法人ネットワークに関係する税理士法人が税務サービスを行った場合は有価証券報告書の「監査の状況」に記載されていることを確認した。2011年1月から2022年12月までの間に有価証券報告書の「監査の状況」(図表13:株式会社INFORICH有価証券報告書の「監査の状況」参照)に税務サービスが記載されていた会社の場合は、12年間すべての有価証券報告書の確認を行っている。但し、前節の変数一覧において記載しているが、税務サービスに関しては、有価証券報告書「監査の状況」に記載されていない場合においても税理士法人が関わっている割合が非常に多いと考えられる。しかし、上記に記しているように税務当局

¹³⁵ 居波(2014)19頁。

¹³⁶ 税務サービスの検索方法は、日経バリューサーチのキーワード検索にて「移転価格」を調べると、有価証券報告書に「移転価格」の語句が記されている場合、移転価格税制に関係する企業名を知ることができる。

¹³⁷ 国税庁:税理士法第30条、税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合に、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出する手続。

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/zeirishi/annai/001.htm> 2025年2月10日閲覧。

以外は非開示にとなっている。さらに、1980年代後半から有価証券報告書を中心にディスクロージャーの拡充が進展してきている¹³⁸事にも関わらず、企業の自主的開示に委ねられている側面もあることから有価証券報告書における税理士法人の記載は非常に少ない状況である。税務サービスに関しては、税理士法人の関与が認められたとしても、有価証券報告書の「監査の状況」に記載がなれば確認することができないため、税務サービスとしては含まない事としている。

図表 13：株式会社 INFORICH 有価証券報告書の「監査の状況」

(第8期 (自 2022年1月1日至 2022年12月31日))

EDINET提出書類
株式会社INFORICH(E38192)
有価証券報告書

(3) 【監査の状況】

③ 会計監査の状況

イ 監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人

ロ 繼続監査期間
3年

□ 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst&Young及びEY税理士法人) に対する報酬 (イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬 (千円)	非監査業務に基づく報 酬 (千円)	監査証明業務に基づく 報酬 (千円)	非監査業務に基づく報 酬 (千円)
提出会社	—	8,280	—	2,346
連結子会社	11,794	902	16,149	5,790
計	11,794	9,182	16,149	8,136

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関するコンサルティング業務等であります。

具体的なサンプル企業の選択基準は企業活動がグローバル化し、資金が国境を越えて移動する今日、国際会計基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS)¹³⁹を取り入れている企業は、2024年12月国際会計基準適用企業は275社¹⁴⁰となっている。そして、国際会計基準を適用基準としている企業は、東証上場会社時価総額にしめる割合が高いため日本基準及び国際会計基準を選択した企業をサンプルとしている。また、本研究では、日本基準及び国際会計基準は区別して分析を行っている。

日本基準を採用している企業の場合

① 日本の株式市場に上場している (上場廃止企業を含む)

¹³⁸ 伊藤 (2024) 135 頁。

¹³⁹ 伊藤 (2023) はしがき V 頁。

¹⁴⁰ 日本証券取引所 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/02.html> 2025年2月10日閲覧。

- ② 國際會計基準や米國會計基準ではなく、日本基準に従い財務諸表を作成している
- ③ 事業年の決算月数が 12 カ月である
- ④ 非金融業（銀行、証券、保険以外）である
- ⑤ 分析に要するデータがすべて入手可能である

國際會計基準を採用している企業の場合

- ① 日本の株式市場に上場している（上場廃止企業を含む）
- ② 日本基準や米國會計基準ではなく、國際會計基準に従い財務諸表を作成している
- ③ 事業年の決算月数が 12 カ月である
- ④ 金融業（銀行、証券、保険以外）である
- ⑤ 分析に要するデータがすべて入手可能である

財務数値を用いた変数は、平均水準が年によって異なるため、年別に上下 1% のデータを異常値として除外している。最終サンプルは、日本基準においては、2011 年 1 月から 2022 年 12 月までが 28, 247 社・年である。そのうち BEPS 最終報告書公表以前の期間（2011 年 1 月から 2014 年 12 月）までが 9,127 社・年であり、BEPS 最終報告書公表以後の期間（2015 年 1 月から 2022 年 12 月）までが 19,120 社・年である。

他方、國際會計基準においては、2011 年 1 月から 2022 年 12 月までが 1,092 社・年である。そのうち BEPS 最終報告書公表以前の期間（2011 年 1 月から 2014 年 12 月）までが 27 社・年、BEPS 最終報告書公表以後の期間（2015 年 1 月から 2022 年 12 月）までが 1,065 社・年である。

第 4 節 小括

本章では、第 1 節にリサーチデザインとしてわが国で使用される、租税回避の代理変数である $Current\ ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ の説明を示し、第 2 節において重回帰分析のモデル及び変数の説明をおこなった。第 3 節に税務サービスサンプルの取得方法について示した。米国の先行研究と比較して、国の租税制度により法人税の納付方法が異なり、各国の租税制度の比較が、 $Cash\ ETR_{i,t}$ 、 $Current\ ETR_{i,t}$ 、 $ETR_{i,t}$ の計算式の説明を通じて示すことができる。わが国の場合、中間申告が必要な理由は、わが国の企業が、株主総会を経て、事業年度の決算報告書が確定したのちに法人税を納付した場合、多額の法人税を納付する可能性がある。なぜなら、納付金額が多額になる場合は、資金繰りに多大な影響を与えるため、中間申告の納付により円滑な資金繰りを行うことができるからである。税務サービスのサンプル入手にあたり、税務当局は非公開となっている。そして入手可能な有価証券報告書の税務に関する開示は非常に少ないことが確認できた。特に、多国籍企業の場合、移転価格税制の対象となる企業が数多く存在することを考慮すると、国外を問わず多額の追徴課税も生じる可能性があるため、有価証券報告書における開示情報の充実が望まれる。

第6章 検証結果の分析と考察

第1節 日本基準における検証結果

1. 1 仮説1及び分析結果

仮説1

2015年以降租税回避の程度は小さくなっている。

仮説1についての検証結果の分析と考察を行う。

2015年以降租税回避の程度に関しては、t検定を用いて検証を行っている。

図表14は日本基準における2011年1月～2022年12月までのCurrent ETR及びETRの各年のデータ個数及び平均を示している。

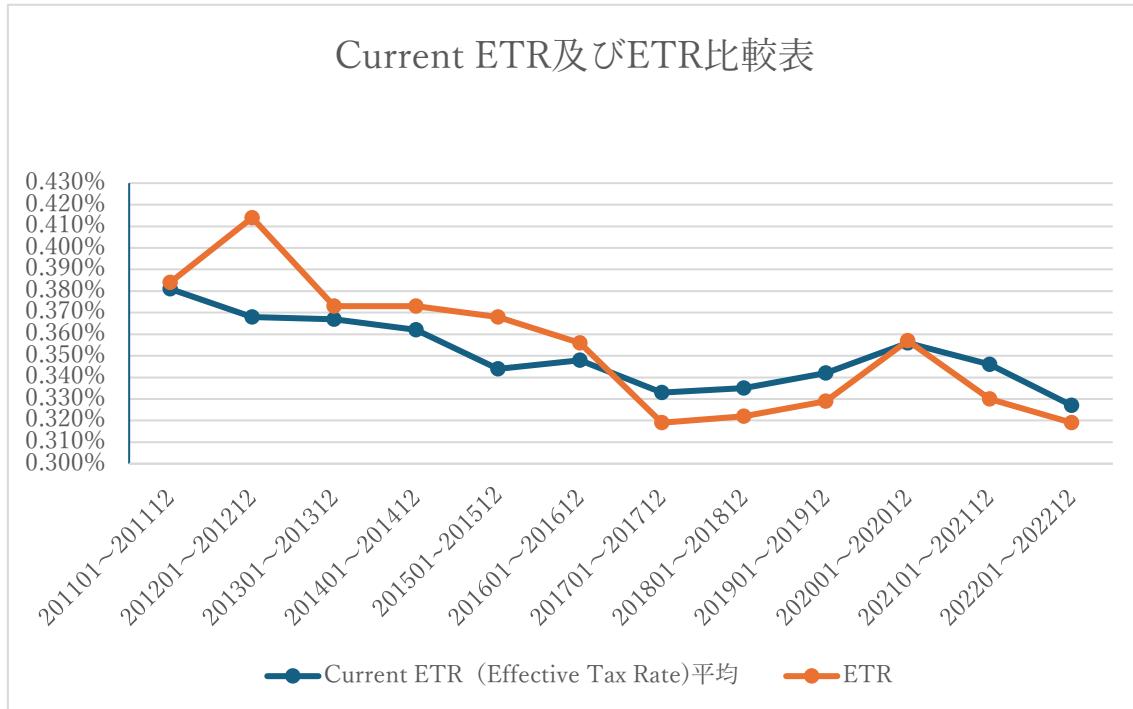
また、税務サービス（あり又はなし）についても各年の状況を表示している。

図表14：日本基準

各年のデータ個数・Current ETR・ETRの平均・税務サービス有無（2011年-2022年）

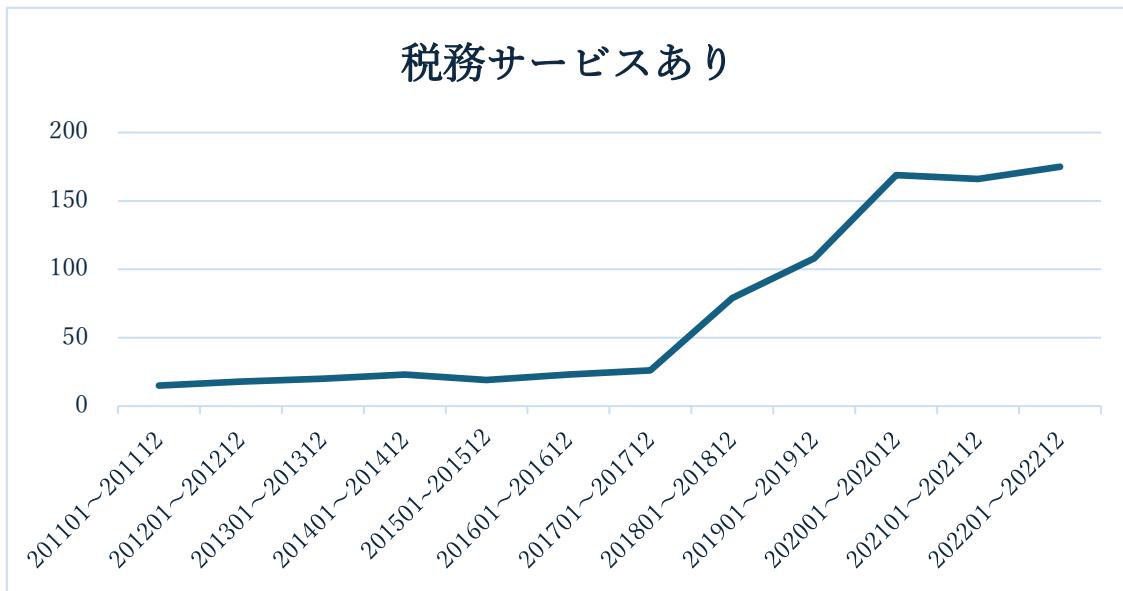
西暦	201101～201112	201201～201212	201301～201312	201401～201412	201501～201512	201601～201612	201701～201712	201801～201812	201901～201912	202001～202012	202101～202112	202201～202212
データ個数	2,212	2,222	2,277	2,416	2,437	2,383	2,436	2,470	2,414	2,331	2,271	2,378
Current ETR (Effective Tax Rate)平均	0.381%	0.368%	0.367%	0.362%	0.344%	0.349%	0.333%	0.335%	0.342%	0.356%	0.346%	0.327%
ETRの平均	0.384%	0.414%	0.373%	0.373%	0.368%	0.356%	0.319%	0.322%	0.329%	0.357%	0.330%	0.319%
税務サービスあり	15	18	20	23	19	23	26	79	108	169	166	175
税務サービスなし	2,197	2,204	2,257	2,393	2,418	2,360	2,410	2,391	2,306	2,162	2,105	2,203

図表 15： Current ETR 及び ETR 比較表（2011 年～2022 年）



図表 15 は、図表 14 をグラフ化している比較表である。Current ETR_{i,t} 及び ETR_{i,t} に関して 1 年毎に見ていくと、2011 年から 2017 年までは値が下がり続け、2017 年から 2020 年までは徐々に値が上昇している。特に ETR_{i,t} に関しては 2019 年から 2020 年にかけて 0.028 の上昇がみられた。しかし、2020 年から 2022 年に関して Current ETR_{i,t} 及び ETR_{i,t} の値が小さくなり租税回避は引き続き継続している状況が示された。

図表 16：推移表 税務サービスあり（2011 年～2022 年）



図表 16 の税務サービスに関しては、2011 年が 15 社、2017 年が 26 社と毎年少しづつではあるが増加している。ただし、2018 年は 2017 年に比べると 53 社増加し 79 社となっている。2019 年は 2018 年と比較して 29 社増加して 108 社となっている。2020 年は 2019 年に比べ 61 社増加し 169 社となっている。2021 年が 2020 年に比べて初めて 3 社減少したため 166 社となる。2022 年は 2021 年より 9 社増加した結果 175 社となり増加は緩やかになっている。

税務サービスをさらに分析する。2016 年度に移転価格税制に係る文書化制度に関する改正が行われることになった。最終親会社等届出事項、国別報告書（参考第 3 章補節、図表 8, 9, 10）、マスターファイルに関しては 2016 年 4 月 1 日以後に開始する最終親会計年度に報告（届出）事項により適用される¹⁴¹。ローカルファイル（独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類）に関しては、2017 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されることになっている¹⁴²ことが 53 社増加の原因と考える。そして、移転価格税制の文書化に対応するためには、租税条約を含め高度な知識が必用となるため国際課税制度に精通

¹⁴¹ 国税庁「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」（平成 28 年 6 月付）1 頁。<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf> 2025 年 2 月 10 日閲覧。

¹⁴² 国税庁「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」（平成 28 年 6 月付）1 頁。<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf> 2025 年 2 月 10 日閲覧。

した税理士法人の税務サービスが増加したと思慮する。

ただし、2020年から2022年までの間の税務サービスの増加が緩やかになっているのは、次の2点が考えられる。第1に、移転価格税制における文書化対応が終わった事、文書化に関しては1度税務コンサルティングを受けていれば翌年は税務コンサルティングがなくとも企業で作成することは可能であると思慮する。

図表17：記述統計量

変数	N	平均値	標準偏差	最小値	25%	中央値	75%	最大値
CurrentETR1 _{i,t}	9,127	0.370	0.182	0	0.260	0.375	0.454	1
CurrentETR2 _{i,t}	19,120	0.342	0.156	0	0.268	0.325	0.384	1
ETR1 _{i,t}	9,127	0.386	0.184	0	0.313	0.397	0.461	1
ETR2 _{i,t}	19,120	0.338	0.154	0	0.281	0.325	0.378	1

※CurrentETR1及びETR1は2011年から2014年までを示している。CurrentETR2及びETR2は2015年から2022年までを示している。

図表17を見ると、平均値と中央値が比較的近似しているため、変数の分布には偏りがないことがわかる。

図表18：t検定

変数	N	平均	t値	P値
CurrentETR1 _{i,t}	9,127	0.370	12.749	0
CurrentETR2 _{i,t}	19,120	0.342		
ETR1 _{i,t}	9,127	0.386	21.459	0
ETR2 _{i,t}	19,120	0.338		

また、図表18では、CurrentETR1_{i,t}(2011年～2014年)平均値が0.370であり、CurrentETR2_{i,t}(2015年～2022年)の平均値が0.342であった。また、ETR1_{i,t}(2011年～2014年)の平均が0.386でありETR2_{i,t}の平均値が0.338であった。この結果、BEPS行動計画後においても租税回避は抑制されていないと言える。

1. 2 仮説 2 及び分析結果

仮説 2

監査法人ネットワークに関する税理士法人に税務サービス（アドバイス）を受ける企業ほど無形資産と租税回避が積極的に行われている。

具体的には、BEPS における原因の一因は多国籍企業の無形資産を利用した移転価格による租税回避であったので、カギとなる無形資産の検証を行う。また、無形資産と ETR（租税回避の代理変数）後述の関係について正の関係（浅野、2017）つまり、実効税率が大きくなり無形資産は租税回避に影響しない場合と負の関係（McGuire et al,2012）無形資産は実効税率を小さくし租税回避の要因となると、異なる結果が導かれているがどちらが日本は当てはまるのかの検討するために重回帰分析で行う。

3つの期間に区分けして分析を行う。まず12年分いわゆる 2011 年～2022 年分析を行い、BEPS 行動計画書以前 2011 年～2014 年、そして、行動計画書以後 2015 年～2022 年の分析を行う。

図表 19：2011 年～2022 年の記述統計量

変数	N	平均値	標準偏差	最小値	25%	中央値	75%	最大値
CurrentETR i,t	28,247	0.351	0.165	0	0.266	0.335	0.411	1
ETR i,t	28,247	0.354	0.166	0	0.285	0.340	0.414	1
PI i,t	28,247	0.069	0.053	0.002	0.032	0.055	0.09	0.380
R&DI i,t	28,247	0.010	0.017	0	0	0.003	0.014	0.109
LEV i,t	28,247	0.502	0.207	0.094	0.342	0.493	0.648	1.31
PPE i,t	28,247	0.161	0.116	0	0.067	0.144	0.233	0.595
Intang i,t	28,247	0.028	0.044	0	0.005	0.012	0.029	0.365
NOL $i,t-1$	28,247	0.71	0.454	0	0	1	1	1
Δ NOL i,t	28,247	-0.002	0.008	-0.100	-0.002	0	0	0.044
Foreign Sales i,t	28,247	0.133	0.214	0	0	0	0.222	0.868
TAX S	28,247	0.03	0.170	0	0	0	0	1
AUD	28,247	0.001	0.010	0	0	0	0	0.327

図表 19 を見ると、平均値と中央値が比較的近似している。

図表 20：2011 年～2022 年の相関係数

	CurrentETR i,t	ETR i,t	Pl i,t	R&D i,t	LEV i,t	PPE i,t	Intang i,t	NOL $i,t-1$	ΔNOL i,t	Foreign Sales i,t	TAX S	AUD
CurrentETR i,t	1	0.672	-0.125	-0.073	0.047	0.029	0.114	-0.079	0.274	-0.084	-0.027	-0.001
ETR i,t	0.672	1	-0.143	-0.073	0.027	0.027	0.086	-0.064	0.250	-0.084	-0.028	-0.010
Pl i,t	-0.125	-0.143	1	0.040	-0.208	-0.171	0.176	-0.147	-0.043	0.009	-0.007	0.004
R&D i,t	-0.073	-0.073	0.040	1	-0.182	0.059	-0.002	0.035	0.000	0.460	0.093	0.066
LEV i,t	0.047	0.027	-0.208	-0.182	1	0.123	0.052	0.172	-0.070	-0.112	-0.034	-0.009
PPE i,t	0.029	0.027	-0.171	0.059	0.123	1	-0.120	0.062	0.059	0.126	0.040	0.011
Intang i,t	0.114	0.086	0.176	-0.002	0.052	-0.120	1	0.084	-0.003	-0.030	0.009	0.183
NOL $i,t-1$	-0.079	-0.064	-0.147	0.035	0.172	0.062	0.084	1	-0.165	0.110	0.041	0.034
ΔNOL i,t	0.274	0.250	-0.043	0.000	-0.070	0.059	-0.003	-0.165	1	0.016	0.022	0.002
Foreign Sales i,t	-0.084	-0.084	0.009	0.460	-0.112	0.126	-0.030	0.110	0.016	1	0.187	0.102
TAX S	-0.027	-0.028	-0.007	0.093	-0.034	0.040	0.009	0.041	0.022	0.187	1	0.491
AUD	-0.001	-0.010	0.004	0.066	-0.009	0.011	0.183	0.034	0.002	0.102	0.491	1

図表 21：重回帰分析の結果

パネル A : Current ETR (2011 年～2022 年)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.433	-23.432***
R & D _{i,t}	-0.343	-5.383***
LEV _{i,t}	0.020	4.135***
PPE _{i,t}	0.027	3.256**
Intang _{i,t}	0.544	24.847 ***
NOL _{i,t-1}	-0.024	-11.226***
△NOL _{i,t}	5.349	45.429 ***
Foreign Sales _{i,t}	-0.043	-8.657***
TAX.S	-0.013	-2.043 *
AUD	-0.169	-1.630
Adjusted R-squared		0.119
N		28,247

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

パネル B : ETR (2011 年～2022 年)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.491	-26.236***
R & D _{i,t}	-0.367	-5.682***
LEV _{i,t}	-0.002	-0.361
PPE _{i,t}	0.021	2.521*
Intang _{i,t}	0.454	20.463***
NOL _{i,t-1}	-0.018	-8.501***
△NOL _{i,t}	4.890	40.963***
Foreign Sales _{i,t}	-0.046	-8.987***
TAX.S	-0.011	-1.669.
AUD	-0.275	-2.616* *
Adjusted R-squared		0.103
N		28,247

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

AUD_{i,t} に関しては、Current ETR_{i,t} の場合は、係数は負で有意にはならなかったが、

$ETR_{i,t}$ に関しては係数が負で有意となった。すなわち、無形資産を利用した税務サービスを受けている企業は租税回避をおこなっていることが示唆されている。

$PI_{i,t}$ は収益性を表す変数であり、収益性の高い企業ほどタックス・プランニングのインセンティブがあるため係数は負かつ 0~0.001% で有意となった。 $LEV_{i,t}$ は負債による資金調達を行っている企業は節税の便益を受け、積極的な租税回避を行っていないため $Current ETR_{i,t}$ に関して、係数は正であり有意な結果が表れている。他方 $ETR_{i,t}$ に関して、係数は負であり有意にはならなかった。繰越欠損金を有する $NOL_{i,t-1}$, $\Delta NOL_{i,t}$ については、 $NOL_{i,t-1}$ は、係数が負かつ 0~0.001% 有意となり、繰越欠損金を利用できる企業は租税回避を行っていることが示唆されている。 $\Delta NOL_{i,t}$ に関しては、係数が正であり正の有意な結果により、繰越欠損金を積極的に活用していることを示唆している。 $PPE_{i,t}$ は係数が正であり有意であった。すなわち、当期の償却有形固定資産が多い企業ほど租税回避には消極的であることを意味している。 $Intang_{i,t}$ は係数が正で有意である。このことは、無形固定資産が多い企業は、租税回避には消極的であることを示している。 $R&D_{i,t}$ については、係数が負で有意となり租税回避を行っている事を示している。 $Foreign Sales_{i,t}$ は負の有意であり、海外売上高比率が高ければ高いほど、海外事業体の所得が多くなる場合、海外の低い法人税率が適用される地域に外国子会社を通じて税負担を軽減することができるため租税回避を行っていることを示している。 $TAX_{i,t}$ に関しては、係数が負で有意となっており、税務サービスを受けている企業ほど租税回避を戦略的に行ってていることが示唆されている。

次に 2011 年～2014 年の分析結果を示す分析結果を示す。

図表 22：重回帰分析の結果

パネル A : Current ETR (2011-2014)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.240	-6.129***
R & D _{i,t}	-0.264	-2.377 *
LEV _{i,t}	0.001	0.089
PPE _{i,t}	0.057	3.472***
Intang _{i,t}	0.611	12.977 ***
NOL _{i,t-1}	-0.057	-13.687***
△NOL _{i,t}	5.176	27.894 ***
Foreign Sales _{i,t}	-0.060	-6.142***
TAX.S	0.003	0.113
AUD	-0.149	-0.468
Adjusted R-squared		0.134
N		9,127

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

パネルB: ETR (2011-2014)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.396	-9.831***
R&D _{i,t}	-0.445	-3.896***
LEV _{i,t}	-0.025	-2.695**
PPE _{i,t}	0.046	2.756**
Intang _{i,t}	0.521	10.776 ***
NOL _{i,t-1}	-0.048	-11.322***
△NOL _{i,t}	4.455	23.369 ***
Foreign Sales _{i,t}	-0.072	-7.128***
TAX.S	-0.009	-0.357
AUD	0.027	0.083
Adjusted R-squared		0.110
N		9,127

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

AUD_{i,t}に関しては、Current ETR_{i,t}の場合は、係数は負で有意にはならなかった。一方、ETR_{i,t}に関しては有意とはならなかったが係数は正となっている。

PI_{i,t} は収益性を表す変数であり、収益性の高い企業ほどタックス・プランニングのインセンティブがあるため係数は負かつ 0~0.001%で有意となった。すなわち、収益性の高い企業はタックス・プランニングを行っていることが示唆された。LEV_{i,t} は負債による資金調達を行っている企業は節税の便益を受け、積極的な租税回避を行っていないため Current ETR_{i,t} に関して係数は正であったが有意ではなかった。他方 ETR_{i,t} に関して係数は負であり有意となった。繰越欠損金を有する NOL_{i,t-1}, △NOL_{i,t} については、NOL_{i,t-1} は、係数が負かつ 0~0. 001%有意と示された。すなわち、繰越欠損金を利用できる企業は租税回避を行っていることが示唆されている。△NOL_{i,t} に関しては、係数が正であり正の有意な結果がでており、繰越欠損金の利用が少ない企業は租税回避に消極的なことを示している。PPE_{i,t} は係数が正であり有意であった。このことは、当期の償却有形固定資産が多い企業ほど租税回避には消極的であることを示す。Intang_{i,t} は係数が正で有意である。無形固定資産が多い企業は、租税回避には消極的であることを示している。R&D_{i,t} については、係数が負で有意となり租税回避を示唆している。Foreign Sales_{i,t} は負の有意であった。すなわち、海外売上高比率が高ければ高いほど、海外事業体の所得が多くなる場合、海外の低い法人税率が適用される地域に外国子会社を通じて税負担を軽減することができるため租税回避を行っていることが示唆された。TAX_{i,t} に関しては、Current ETR_{i,t} に関しては係数が正で有意とならなかった。他方、ETR_{i,t} に関しては有意にはならなかったが係数は負とな

っている。

図表 23：重回帰分析の結果

パネル A : Current ETR (2015-2022)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.472	-23.162***
R & Di _{i,t}	-0.528	-6.809 ***
LEV _{i,t}	0.025	4.641***
PPE _{i,t}	0.006	0.631
Intang _{i,t}	0.523	21.864 ***
NOLi _{i,t-1}	-0.007	-2.941**
ΔNOLi _{i,t}	5.701	36.740 ***
Foreign Sales _{i,t}	-0.031	-5.436***
TAX.S	-0.008	-1.216
AUD	-0.188	-1.787.
Adjusted R-squared		0.125
N		19,120

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

パネル B : ETR (2015-2022)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.474	-23.384***
R & Di _{i,t}	-0.521	-6.753 ***
LEV _{i,t}	0.002	0.408
PPE _{i,t}	0.001	0.060
Intang _{i,t}	0.440	18.468***
NOLi _{i,t-1}	-0.007	-0.889
ΔNOLi _{i,t}	5.660	36.672 ***
Foreign Sales _{i,t}	-0.027	-4.842***
TAX.S	0.000	0.012
AUD	-0.341	-3.261**
Adjusted R-squared		0.115
N		19,120

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

$AUD_{i,t}$ に関しては、 $Current\ ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ 共に係数が負かつ $Current\ ETR_{i,t} 0.1\%$, $ETR_{i,t} 0.01\%$ 有意となった。すなわち、無形資産を利用した税務サービスを受けている企業は租税回避を行っていることが示された。

$PI_{i,t}$ は収益性を表す変数であり、収益性の高い企業ほどタックス・プランニングのインセンティブがあるため係数は負かつ $0\sim0.001\%$ で有意を示した。このことは、収益性の高い企業は、税務戦略を行っていることを示唆している。 $LEV_{i,t}$ は負債による資金調達を行っている企業は節税の便益を受け、積極的な租税回避を行っていないため係数は正であり有意な結果が表れている。繰越欠損金を有する $NOL_{i,t-1}$, $\Delta NOL_{i,t}$ については、 $NOL_{i,t-1}$ は、係数が負かつ $0\sim0.001\%$ 有意を示した。すなわち、繰越欠損金を利用できる企業は租税回避を行っていることが示された。 $\Delta NOL_{i,t}$ に関しては、係数が正であり正の有意な結果がでており、繰越欠損金の利用が少ない企業は租税回避に消極的であることを示している。 $PPE_{i,t}$ は係数が正であったが有意にはならなかった。当期の償却有形固定資産が多い企業ほど租税回避には消極的であることを意味している。 $Intang_{i,t}$ は係数が正で有意である。無形固定資産が多い企業は、租税回避には消極的であることを示している。 $R&D_{i,t}$ については、係数が負で有意と示された。すなわち、租税回避を行っていることが示唆されている。 $Foreign\ Sales_{i,t}$ に関しても、負の有意が示された。このことは、海外売上高比率が高ければ高いほど、海外事業体の所得が多くなる場合、海外の低い法人税率が適用される地域に外国子会社を通じて税負担を軽減することができるため租税回避を行っていることを意味している。 $TAX_{i,t}$ に関しては、係数が負で有意を示した。すなわち、税務サービスを受けている企業ほど戦略的に租税回避を行っていることが示唆された。

2011 年から 2014 年と 2015 年から 2022 年を比較した場合、2015 年から 2022 年の間に監査法人のネットワークに関する税理士法人のサービスを受ける企業が増加していることにより、監査法人ネットワークに関する税理士法人に税務サービス（アドバイス）を受ける企業に関してはわが国も米国の先行研究と同様に、無形資産を利用した租税回避が行われていることを示す結果となった。

第 2 節 国際会計基準における検証結果

2. 1 仮説 1 及び分析結果

仮説 1

2015 年以降租税回避の程度は小さくなっている。

仮説 1 についての検証結果の分析と考察を行う。

2015 年以降租税回避の程度に関しては、t 検定を用いて検証を行っている。

図表 24 は国際会計基準における 2011 年 1 月～2022 年 12 月までの $Current\ ETR$ 及び ETR の各年のデータ個数及び平均を示している。

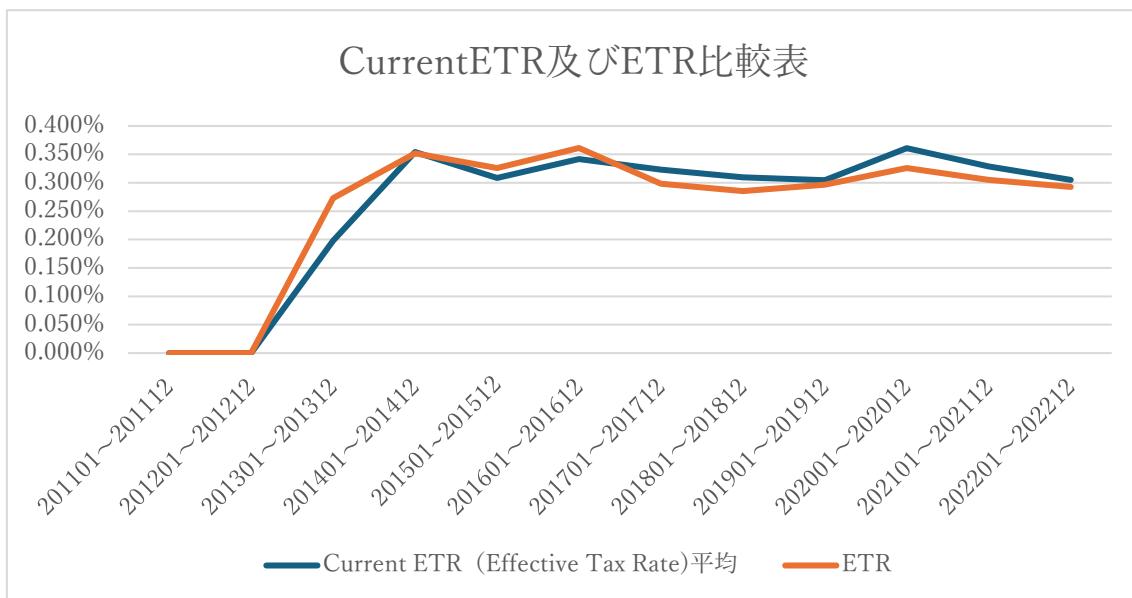
また、税務サービス（あり又はなし）についても各年の状況を表示している。なお、国際会計基準の場合において日本基準と同様に財務数値を用いた変数に関しては、日本基準と同様に平均水準が年によって異なるため、年別に上下1%のデータを異常値として除外した結果、2011年及び2012年はデータは0となっている。

図表 24：国際会計基準

各年のデータ個数・Current ETR・ETRの平均・税務サービス有無（2011年-2022年）

西暦	201101~201112	201201~201212	201301~201312	201401~201412	201501~201512	201601~201612	201701~201712	201801~201812	201901~201912	202001~202012	202101~202112	202201~202212
Current ETR (Effective Tax Rate)平均	0.000%	0.000%	0.198%	0.354%	0.309%	0.342%	0.323%	0.310%	0.305%	0.361%	0.329%	0.305%
ETR	0.000%	0.000%	0.273%	0.352%	0.326%	0.361%	0.298%	0.285%	0.297%	0.326%	0.305%	0.293%
西暦	201101~201112	201201~201212	201301~201312	201401~201412	201501~201512	201601~201612	201701~201712	201801~201812	201901~201912	202001~202012	202101~202112	202201~202212
税務サービスあり	0	0	0	3	3	5	7	12	21	32	30	34
税務サービスなし	0	0	4	20	46	68	106	129	141	131	144	156
データ個数	0	0	4	23	49	73	113	141	162	163	174	190

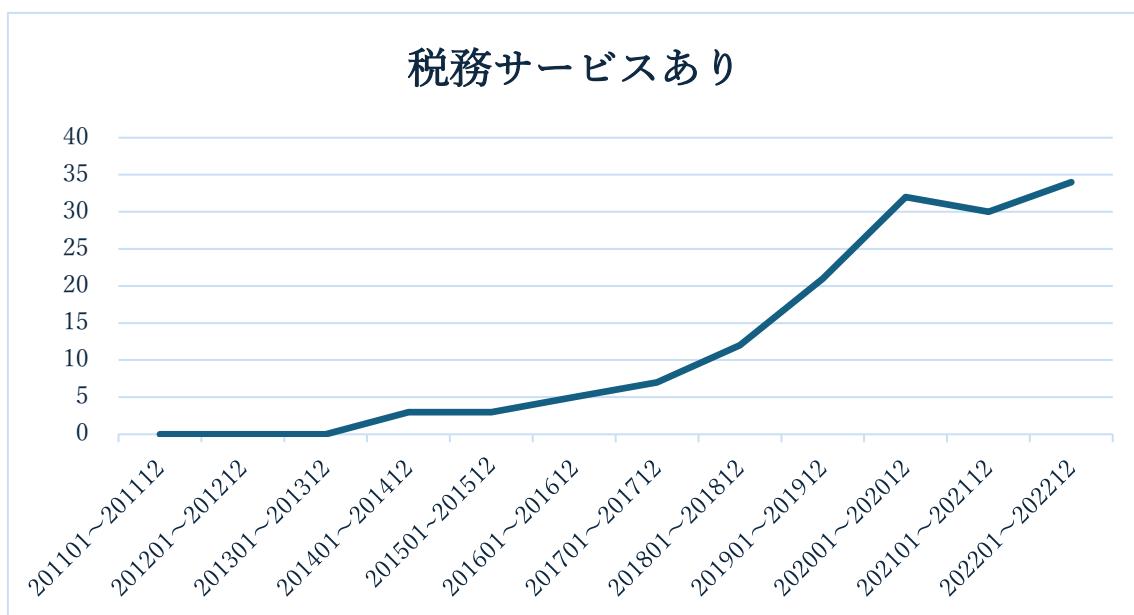
図表 25： Current ETR 及び ETR 比較表（2011年～2022年）



図表 25 は、図表 24 をグラフ化している比較表である。Current $ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ に関して 1 年毎に見ていくと、2013 年から 2014 年までは値が上がり 2014 年から 2015 年は値

が下がっている。2015 年から 2016 年の間は値が上昇した。しかし、Current $ETR_{i,t}$ に関しては、2016 年以降は値が下がり続け 2019 年から 2020 年までは値が上昇したものの 2020 年以降は値が下がっている。一方 $ETR_{i,t}$ に関しては、2017 年から 2020 年までは徐々に値が上昇しているが、2020 年から 2022 年に関しては、 $ETR_{i,t}$ の値が小さくなり Current $ETR_{i,t}$ と同様に租税回避は引き続き継続している状況が示された。

図表 26：推移表 税務サービスあり（2011 年～2022 年）



図表 26 の税務サービスに関しては、2014 年が 3 社、2017 年が 7 社と毎年少しづつではあるが増加している。ただし、2018 年は 2017 年に比べると 5 社増加し 12 社となっている。2019 年は 2018 年と比較して 9 社増加して 21 社となっている。2020 年は 2019 年に比べ 11 社増加し 32 社となっている。2021 年が 2020 年に比べて初めて 2 社減少したため 30 社となる。2022 年は 2021 年より 4 社増加した結果 34 社となったが、増加は緩やかになっている。

税務サービスをさらに分析すると、2016 年度に移転価格税制に係る文書化制度に関する改正が行われることになったことにより、2020 年までは税理士法人の税務サービスが増加したと思慮する。

図 27：記述統計量

変数	N	平均値	標準偏差	最小値	25%	中央値	75%	最大値
CurrentETR $1,i,t$	27	0.331	0.200	0	0.234	0.321	0.414	1
CurrentETR $2,i,t$	1,065	0.323	0.158	0	0.238	0.295	0.354	1
ETR $1,i,t$	27	0.341	0.173	0	0.273	0.316	0.416	1
ETR $2,i,t$	1,065	0.306	0.148	0	0.239	0.295	0.344	1

※CurrentETR1 及び ETR1 は 2011 年から 2014 年までを示している。Current ETR2 及び ETR2 は 2015 年から 2022 年までを示している。

図表 27 を見ると、平均値と中央値が比較的近似しているため、変数の分布には偏りがないことがわかる。

図 28：t 検定

変数	N	平均値	t 値	P 値
CurrentETR $1,i,t$	27	0.331	0.223	1.022
CurrentETR $2,i,t$	1,065	0.323		
ETR $1,i,t$	27	0.341	0.825	0.315
ETR $2,i,t$	1,065	0.306		

また、図表 28 では、CurrentETR $1,i,t$ (2011 年～2014 年) 平均値が 0.331 であり、Current ETR $2,i,t$ (2015 年～2022 年) の平均値が 0.323 であった。また、ETR $1,i,t$ (2011 年～2014 年) の平均が 0.341 であり ETR $2,i,t$ の平均値が 0.306 であった。この結果、BEPS 行動計画後は日本基準と同様に国際会計基準に関しても租税回避は抑制されていないと示された。

2. 2 仮説 2 及び分析結果

仮説 2

監査法人ネットワークに関する税理士法人に税務サービス（アドバイス）を受ける企業ほど無形資産と租税回避が積極的に行われている。そして、3 つの期間に区分けして分析を行う。まず 12 年分いわゆる 2011 年～2022 年の分析を行い、次に BEPS 行動計画書以前 2011 年～2014 年及び行動計画書以後 2015 年～2022 年を区別して分析を行う。

図表 29 : 2011 年~2022 年の記述統計量

変数	N	平均値	標準偏差	最小値	25%	中央値	75%	最大値
CurrentETR i,t	1,092	0.323	0.159	0	0.238	0.296	0.356	1
ETR i,t	1,092	0.307	0.149	0	0.239	0.296	0.345	1
PI i,t	1,092	0.079	0.052	0.001	0.043	0.067	0.101	0.345
R&D i,t	1,092	0.007	0.023	0	0	0	0	0.125
LEV i,t	1,092	0.560	0.221	0.072	0.399	0.546	0.701	1.572
PPE i,t	1,092	0.172	0.114	0.001	0.086	0.155	0.247	0.869
Intang i,t	1,092	0.178	0.190	0.003	0.037	0.095	0.269	0.830
NOL $i,t-1$	1,092	0.719	0.450	0	0	1	1	1
Δ NOL i,t	1,092	-5E-06	0.003	-0.018	-6E-04	0E+00	4E-04	3E-02
Foreign Sales i,t	1,092	0.370	0.310	0	0	0.397	0.627	0.964
TAX S	1,092	0.135	0.341	0	0	0	0	1
AUD	1,092	0.017	0.072	0	0	0	0	0.830

図表 29 を見ると、平均値と中央値が比較的近似している。

図表 30 : 2011 年~2022 年の相関係数

	CurrentETR i,t	ETR i,t	PI i,t	R&D i,t	LEV i,t	PPE i,t	Intang i,t	NOL $i,t-1$	Δ NOL i,t	Foreign Sales i,t	TAX S	AUD
CurrentETR i,t	1	0.661	-0.248	-0.034	0.109	0.054	0.104	-0.064	0.027	-0.070	-0.005	0.016
ETR i,t	0.661	1	-0.169	-0.094	0.085	0.050	-0.002	-0.022	-0.145	-0.051	-0.015	-0.020
PI i,t	-0.248	-0.169	1	0.102	-0.302	-0.157	0.110	-0.170	-0.022	-0.132	-0.060	-0.068
R&D i,t	-0.034	-0.094	0.102	1	-0.309	-0.113	0.033	-0.004	-0.013	0.144	0.122	0.107
LEV i,t	0.109	0.085	-0.302	-0.309	1	0.036	0.178	0.101	0.064	-0.249	-0.090	0.004
PPE i,t	0.054	0.050	-0.157	-0.113	0.036	1	-0.245	0.016	-0.006	0.151	0.023	-0.059
Intang i,t	0.104	-0.002	0.110	0.033	0.178	-0.245	1	-0.131	0.015	-0.309	-0.102	0.174
NOL $i,t-1$	-0.064	-0.022	-0.170	-0.004	0.101	0.016	-0.131	1	-0.074	0.255	0.103	0.081
Δ NOL i,t	0.027	-0.145	-0.022	-0.013	0.064	-0.006	0.015	-0.074	1	-0.030	0.005	-0.021
Foreign Sales i,t	-0.070	-0.051	-0.132	0.144	-0.249	0.151	-0.309	0.255	-0.030	1	0.217	0.127
TAX S	-0.005	-0.015	-0.060	0.122	-0.090	0.023	-0.102	0.103	0.005	0.217	1	0.613
AUD	0.016	-0.020	-0.068	0.107	0.004	-0.059	0.174	0.081	-0.021	0.127	0.613	1

図表 31：重回帰分析の結果

パネル A: Current ETR (2011 年～2022 年)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.833	-8.665 ***
R & D _{i,t}	0.014	0.064
LEV _{i,t}	-0.002	-0.063
PPE _{i,t}	0.070	1.650
Intang _{i,t}	0.105	3.764***
NOL _{i,t-1}	-0.028	-2.588**
△NOL _{i,t}	0.600	0.398
Foreign Sales _{i,t}	-0.029	-1.714.
TAX.S	0.011	0.634
AUD	-0.051	-0.594
Adjusted R-squared		0.084
N		1,092

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

パネル B: ETR (2011 年～2022 年)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.498	-5.460***
R & D _{i,t}	-0.404	-2.018 *
LEV _{i,t}	0.009	0.374
PPE _{i,t}	0.029	0.726
Intang _{i,t}	0.007	0.267
NOL _{i,t-1}	-0.016	-1.588
△NOL _{i,t}	-7.569	-5.284
Foreign Sales _{i,t}	-0.026	-1.618
TAX.S	0.008	0.496
AUD	-0.061	-0.751
Adjusted R-squared		0.056
N		1,092

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

$AUD_{i,t}$ に関しては、Current $ETR_{i,t}$ 及 $ETR_{i,t}$ ともに係数は負であったが有意にはならなかった。PI $_{i,t}$ は収益性を表す変数であり、収益性の高い企業ほどタックス・プランニングのインセンティブがあるため係数は負かつ 0~0.001%で有意となっている。すなわち、収益性の高い企業ほど租税回避を行っていると示唆された。R&D $_{i,t}$ に関しては、Current $ETR_{i,t}$ については、係数が正であり有意とはならなかったが、ETR に関しては係数が負で 10%水準有意となり租税回避を行っている事を示唆している。LEV $_{i,t}$ に関しては、Current $ETR_{i,t}$ は係数が負であったが、他方 $ETR_{i,t}$ に関して、係数は正であり有意ではなかった。Intang i,t に関しては、Current $ETR_{i,t}$ については係数が正かつ 0~0.001%で有意となった。繰越欠損金を有する $NOL_{i,t-1}$, $\Delta NOL_{i,t}$ については、 $NOL_{i,t-1}$ に関しては、Current ETR 係数が負かつ 0.01%有意であった。すなわち、繰越欠損金を利用できる企業は租税回避を行っていることが示唆されている。 $\Delta NOL_{i,t}$ に関しては、Current $ETR_{i,t}$ が係数は正であったが、ETR は係数が負を示している。Foreign Sales $_{i,t}$ は Current $ETR_{i,t}$ が負で 0.1%有意であり、 $ETR_{i,t}$ の係数も負であった。海外売上高比率が高ければ高いほど、海外事業体の所得が多くなる場合、海外の低い法人税率が適用される地域に外国子会社を通じて税負担を軽減することができるため租税回避を行っていることを示唆している。TAX i,t に関しては、係数は正を示している。

図表 32：重回帰分析の結果

パネル A : Current ETR (2011-2014)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	1.848	1.711
R & D _{i,t}	-0.309	-0.246
LEV _{i,t}	0.356	1.970.
PPE _{i,t}	0.837	1.714
Intang _{i,t}	-0.172	-0.483
NOLi, <i>t-1</i>	-0.174	-0.919
△NOLi, <i>t</i>	6.300	0.769
Foreign Sales _{i,t}	-0.019	-0.063
TAX.S	-0.066	-0.412
AUD	1.281	1.802.
Adjusted R-squared		0.106
N		27

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

パネル B: ETR (2011 年～2014 年)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	1.945	2.161*
R & D _{i,t}	-0.216	-0.207
LEV _{i,t}	0.383	2.545
PPE _{i,t}	0.685	1.683
Intang _{i,t}	-0.219	-0.739
NOLi, <i>t-1</i>	-0.154	-0.972
△NOLi, <i>t</i>	7.948	1.165
Foreign Sales _{i,t}	0.012	0.047
TAX.S	-0.073	-0.543
AUD	0.608	1.026
Adjusted R-squared		0.167
N		27

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

$AUD_{i,t}$ に関しては、 $Current\ ETR_{i,t}$ に関しては、係数は正であり 0.1%の有意と示されたが、他方、 $ETR_{i,t}$ 係数は正であったが有意にはならなかった。 $PI_{i,t}$ は ETR に関しては係数が正かつ 0.01%有意が示された。 $LEV_{i,t}$ に関しては、 $Current\ ETR_{i,t}$ は係数が正かつ 0.1%有意であったが、他方 $ETR_{i,t}$ に関して、係数は正であったが有意とは示されなかった。他の説明変数に関しては、 $Current\ ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ がともに係数が正である変数は、 $PPE_{i,t}$, $\Delta NOL_{i,t}$ である。他方、 $Current\ ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ がともに係数が負である変数は $R\&D_{i,t}$, $Intang_{i,t}$, $NOL_{i,t-1}$, $TAX_{i,t}$ である。

図表 33：重回帰分析の結果

パネル A : Current ETR (2015-2022)

説明変数	係数	t値
$PI_{i,t}$	-0.878	-9.113***
$R\&D_{i,t}$	-0.042	-0.194
$LEV_{i,t}$	-0.017	-0.667
$PPE_{i,t}$	0.064	1.512
$Intang_{i,t}$	0.112	3.995***
$NOL_{i,t-1}$	-0.028	-2.536*
$\Delta NOL_{i,t}$	0.926	0.595
$Foreign\ Sales_{i,t}$	-0.031	-1.831.
$TAX.S$	0.014	0.807
AUD	-0.085	-0.982
Adjusted R-squared		0.090
N		1,065

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

パネルB: ETR (2015-2022)

説明変数	係数	t値
PI _{i,t}	-0.535	- 0.535***
R & D _{i,t}	-0.513	-2.469*
LEV _{i,t}	-0.010	-2.469
PPE _{i,t}	0.029	0.723
Intang _{i,t}	0.016	0.609
NOL _{i,t-1}	-0.017	-1.617
△NOL _{i,t}	-8.259	- 5.578***
Foreign Sales _{i,t}	-0.028	- 1.702.
TAX.S	0.011	0.649
AUD	-0.071	-0.858
Adjusted R-squared		0.063
N		1,065

Signif. codes: 0 ‘***’ 0.001 ‘**’ 0.01 ‘*’ 0.05 ‘.’ 0.1 ‘ ’ 1

AUD_{i,t}に関しては、Current ETR_{i,t} 及び ETR_{i,t}に関しては、係数は負であったが有意と示されなかった。

PI_{i,t} は収益性を表す変数であり、収益性の高い企業ほどタックス・プランニングのインセンティブがあるため Current ETR_{i,t} 及び ETR_{i,t} ともに係数は負かつ 0~0.001%で有意を示した。すなわち、収益性の高い企業は、税務戦略を行っていることを示唆している。

R & D_{i,t}については、ETR_{i,t}係数が負で 0.05%有意と示されたが、Current ETR_{i,t}は係数は負であったが有意とは示されなかっが、R & D_{i,t} についても租税回避が示唆されている。

繰越欠損金を有する NOL_{i,t-1}, △NOL_{i,t} に関しては、NOL_{i,t-1} は、Current ETR_{i,t} については、係数が負かつ 0.05%有意を示したが、ETR_{i,t} は係数は負であったが有意とは示されなかっ、繰越欠損金を利用できる企業は租税回避を行っていることが示唆された。△NOL_{i,t} については、ETR_{i,t} は係数は負でかつ 0~0.001%で有意を示したが、一方 ETR_{i,t} に関しては係数が正で有意とはしめされなかっ。Foreign Sales_{i,t} に関しては Current ETR_{i,t} 及び ETR_{i,t} ともに負かつ 0.1%有意が示された。すなわち、海外売上高比率が高ければ高いほど、海外事業体の所得が多くなる場合、海外の低い法人税率が適用される地域に外国子会社を通じて税負担を軽減することができるため租税回避を行っていることを示唆している。

Intang_{i,t}に関しては、Current ETR_{i,t}については係数が正かつ 0~0.001%で有意となっが、ETR_{i,t} も同様に係数が正となっ。無形固定資産が多い企業は、租税回避には消極的であることを示している。

他の説明変数に関しては、Current $ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ がともに係数が正である変数は、 $PPE_{i,t}$, $Tax.S_{i,t}$ である。当期の償却有形固定資産が多い企業ほど租税回避には消極できであることを示唆している。Current $ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ がともに係数が負である変数は $LEV_{i,t}$ であった。

第3節 小括

本章では、日本基準及び国際会計基準により、仮説1及び仮説2の実証研究と分析を行った。

仮説1に関しては、日本基準及び国際基準においても2015年BEPS行動計画以後も税負担削減行動は抑制されていないことが示唆された。また、日本基準と国際会計基準を比較して、国際会計基準がCurrent ETR及びETRともに値が小さいことが示された。このことは、わが国の税制改正が行われているにも関わらずその効果が何らかの理由で阻害されていると思慮する。

仮説2に関しては、わが国も米国の研究と同様に、監査法人のネットワークに属する税理士法人の税務サービスを受けた場合、日本基準及び国際会計基準では異なる結果が示唆された。日本基準に関しては、無形資産を利用した租税回避行動がおこなわれていることを示している。一方、国際会計基準では、無形資産を利用した租税回避が行われていることはCurrent $ETR_{i,t}$ 及 $ETR_{i,t}$ ともに係数は負であったもの有意には至らなかった。

さらに仮説2において日本基準と国際会計基準の違いは、重回帰分析(2011年～2022年)を行ったところ、Current $ETR_{i,t}$ に関しては $R&D_{i,t}$, $R&D_{i,t}$, $TAX_{i,t}$ の係数が正と負が反対と結果が示された。具体的には、 $R&D_{i,t}$ の係数は、日本基準は負を示し、国際会計基準は正が示された。 $LEV_{i,t}$ の係数は、日本基準は正を示し、国際会計基準は負を示した。 $NOL_{i,t-1}$ の係数は、日本基準では正を示し、国際会計基準では、負を示した。 $TAX_{i,t}$ の係数は、日本基準では負を示し、国際会計基準では正を示している。

他方、 $ETR_{i,t}$ については、 $LEV_{i,t}$, $\Delta NOL_{i,t}$, $Tax.S_{i,t}$ は係数が正と負が反対の結果が示された。具体的には、 $LEV_{i,t}$ の係数は、日本基準は負を示し、国際会計基準は正を示した。 $\Delta NOL_{i,t}$ の係数は、日本基準では正を示し、国際会計基準では負を示している。 $Tax.S_{i,t}$ の係数は、日本基準では負を示し、国際会計基準では正を示している。

わが国の多国籍企業に関しては、グローバル競争の中で、法人税の支払いを少なくしキャッシュフローをいかに確保することを重点にしている。脱税は企業価値を毀損するため行うことは避けていると考えられるが、グローバルでの税務マネジメントの一環としての監査法人のネットワークに属する税理士法人の税務サービスを戦略的に利用していると思慮する。

第7章 結論と今後の課題

第1節 結論

まず、第1章では、国際課税の歴史的な背景と、国際課税の中でも議論の争点の一つとなる移転価格税制について記し、わが国の租税回避について、学者からの見解は、租税回避とは私法上選択可能性を利用しながらも税負担からすり抜ける技術を編み出すことだと記した。他方、実務の視点では、どのような方法が二国間条約や既存の租税制度の不備と低税率国の税制を組み合わせることが、カギとなる事を説明した。

第2章において、なぜ無形資産と租税回避の関係について移転価格税制を中心に研究をおこなうのかを示した。第1節では、移転価格税制において、バリューチェーンのグローバル化を通して無形資産を戦略的に軽課税国に配置することにより利益を集中させることにより、租税負担の削減ができる事を示したが、他方BEPSによる弊害も指摘した。第2節では、わが国における移転価格税制導入の歴史的背景とその評価を行い、わが国企業が海外進出による経済発展と、進出先での課税問題への取り組みを示した。第3節では、国家側及び企業側から見た移転価格税制の裁判例を概観し裁判の争点が財貨やモノから無形資産へ移り変わることを確認した。第4節では、移転価格税制の手続き規定である事前確認制度と相互協議について税務当局と企業によるそれぞれのメリットの説明と相手国状況によるデメリットについても記した。

第3章では、わが国の先行研究に関しては、時代の移り変わりにより、経営者の利益など範囲が幾分狭い領域から企業の多国籍化が発達するにつれて、研究内容も多国籍企業に焦点を当てる研究、開示に関する研究、監査法人に関する研究等領域の広がりを徐々に見せていくことが示唆されている。

米国の研究に関しては、大手監査法人からの税務サービスの提供を受ける企業ほど、高度な租税負担削減行動を実行していることが明らかになっているが、わが国においてはまだ研究は行われていないことを示した。

国税の捉え方として、わが国の大企業は脱税のための脱税はほとんどない¹⁴³といわれているが、本研究によりわが国の大企業が、大手監査法人ネットワークに関係する税理士法人からの税務サービスの提供により、租税負担行動を行っているかどうかの検証を行う理由を記した。

第4章では、本研究を行うにあたり、企業会計と税務会計の計算方法についての違いについて説明を行った。第2節は無形資産の特性と無形資産が企業価値と租税へ与える影響について記した。具体的には、無形資産はサンクコストにもなるが、他方、無形資産はスケーラビリティ、スケーラビリティ、シナジーを合わせることにより企業価値の源泉となるこ

¹⁴³ 山川（2017）4頁。

とができるとを説明した。第3節に先行研究を踏まえて仮説構築を行った。

第5章は、第1節にリサーチデザインとしてわが国で使用される、租税回避の代理変数である $Current\ ETR_{i,t}$ 及び $ETT_{i,t}$ について説明を行った。第2節で重回帰分析のモデル及び変数の説明を記し、第3節に税務サービスサンプルの取得方法について述べた。

第6章は、日本基準及び国際会計基準により仮説1及び仮説2の実証研究と分析を行った。

仮説1に関しては、2015年BEPS行動計画以後も税負担削減行動は抑制されていないことが示唆された。

仮説2に関しては、わが国も米国の研究と同様に、監査法人のネットワークに属する税理士法人の税務サービスを受けた場合、日本基準の場合は、無形資産を利用した租税回避行動が行っていることが示唆された。一方、国際会計基準の場合は、 $AUD_{i,t}$ に関しては、 $Current\ ETR_{i,t}$ 及び $ETR_{i,t}$ に関しては、係数は負であったが有意と示されなかったが租税負担が小さくなることは示唆された。

本研究の結果は、上記に説明したとおり、相次ぐ税制改正にもかかわらず、多国籍企業による税負担削減行動は続いていると思慮する。そして、わが国の企業もたえまない発展を続けるために、大手監査法人のネットワークの税理士法人からの税務サービスを利用した、租税負担削減行動が観察された。この原因として主に2つ考えられる。まず第1に、現在の国際課税原則が、1920年代に構築されたものであり、二重課税対応を中心に構成されたため、二重非課税対応には脆弱なことである¹⁴⁴。例えば、恒久的施設についての物理的定義やALP適用の困難性が指摘できる。Avi-Yonah (2019) は、「ALPの下では、適正な所得源泉の不明確さが租税回避の機会を増大しており、企業はそのファイナンスをアレンジして、最も軽く課税される場所とするよう調整し、課税されない国籍のない所得を生み出すであろう。米国財務省の2016年の国別のデータベースによると、報告された国外所得は22%が国籍なしと分類され、さらに37%は極めて低税率の国に分類されている¹⁴⁵」と指摘している。すなわち、国家と違い管轄権に縛られることがない多国籍企業は、税務戦略を各国の租税制度を通じて柔軟に対応しているのではないかと思料する。

第2は、ビジネスモデルの変化により、財貨貿易中心から無形資産を利用した取引やIT技術革新による電子商取引の普及、バリューチェーンへのグローバル化等、新たなビジネスモデルに対応した国際課税制度が不十分であることが考えられる。

第2節 今後の課題

本研究仮説1の結果において、2015年BEPS行動計画以後も税負担削減行動は抑制され

¹⁴⁴ 青山 (2014) 37頁。

¹⁴⁵ 栗原 (2021) 28頁、Avi-Yonah and Clausing(2019) 844頁。

ていないことが示唆されたが、企業活動の発展を支えるため、法人税の実効税率が低下していること、2020年から始まったCovid-19の影響も考えられるかもしれない。

各国には、課税権が存在するため、税率を自由に決定する権限ある。すなわち、税率を0%から数%にすることができる。その為、移転価格税制において、無形資産を利用した租税回避を行われることにより、実効税率を限りなく小さくする税務戦略に対抗するため、2021年10月にOECD/G20の「BEPs包摂的枠組み」においてグローバル・ミニマム課税が合意された。わが国も、令和5年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の創設¹⁴⁶が行われた。

今後の課題は3つある。第1は、グローバル・ミニマム課税制度の導入後の租税回避に関しては、結論で記した租税回避が続いているのか、また大手監査法人のネットワークである税理士法人のサービスがどのような結果導きだすことになるのかということである¹⁴⁷。第2に、対象データの性質から監査法人と同一のネットワークに関係する税理士法人に税務サービスを受けている企業は無形資産を利用して税負担削減を行っていることは示された。しかし、監査法人に関しては4大監査法人なのかそれ以外かのデータ取得は可能だが、税理士法人が4大監査法人同一のネットワークかそれ以外かはすべて入手できないため、税務サービスの質に関する分析はできなかった。第3に、日本基準と国際会計基準での分析結果が異なることが示されたが詳細な分析は今後の課題としたい。

ところで、海外の文献を調査すると、我が国では税務当局以外は非公開となっているデータが、学者・会計税務の専門家に公開となっており、そのようなデータを利用して、我が国よりもより詳細な分析が行われ発表されている。また、EU開示指令¹⁴⁸に基づく国別報告書

¹⁴⁶ 国税庁「グローバル・ミニマム課税のあらまし」

「グローバルミニマム課税のルールにより、所得合算ルールに係る法制化として、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税が創設されました。この各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、グループの全世界での年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象にしており、実質ベースの所得除外額を除く所得について国ごとに基準税率15%以上の課税を確保する目的で、子会社等の所在する軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乗せ（トップアップ）課税を行う制度」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023003-075.pdf> 2025年2月10日閲覧。

¹⁴⁷ 国税庁「グローバル・ミニマム課税のあらまし」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023003-075.pdf> 2025年2月10日閲覧。

¹⁴⁸EY 税理士法人「～国別報告書（CbCR）の開示に関するEU指令が2021年12月21日に発効へ～EUに子会社を保有する日本企業グループもCbCR開示の対象に～」

2021年12月1日の欧州連合（EU）官報において、国別報告書（CbCR）の開示に関するEU指令（以下、「本指令」）が公表されました。条文によると本指令の発効日は2021年12月21

CbCR の強制開示も開始される。この EU 開示指令により EU 加盟国に子会社・支店を有する、連結売上高約 1,000 億円以上の企業は CbCR の開示が強制化されることになる¹⁴⁹。このような状況から、わが国の税務当局も CbCR の開示を行うことが必要となるのではないかと考える。さらに、貴重なデータが税務当局にあり、今後の税務会計の発展及び税務政策に活かすためにも、我が国の学者・研究者に守秘義務契約等を結ぶことにより、データを用いた研究も必要になってくるのではないかと思慮する。

日であり、また EU 加盟国は 2023 年 6 月 22 日までに本指令を国内法に導入しなければなりません https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-01-05 2025 年 2 月 10 日閲覧。

¹⁴⁹ 角田・中野（2023）『[対談] 日本のセグメント情報の会計制度の変遷からみた EU における CbCR 強制開示の意義』108 頁。

参考文献

- Avi-Yonah, Reuven S., and Kimberly A. Clausing 2019. Toward a 21st-Century International Tax Regime, *Tax Note International* Aug 26: 839-849.
- Inder K. Khurana, Nathan G. Lundstrom, K.K Raman.2021. PCAOB Inspections and the Differentia Audit Quality Effect for Big4 and Non-Big 4 US Auditors. *Contemporary Accounting Research* 38 (1) : 376-411.
- Michael P. Donohoe and W. Robert Knechel. 2014. Does Corporate Tax Aggressiveness Is Influence Auditing Pricing ? *Contemporary Accounting Research* 31 (1) : 284-308.
- Michelle Hanlon, Gopal V. Krishman, and Lillian F. Mills 2012 Audit Fees and Book-Tax Differences. *American Accounting Association* 34(1): 55-86.
- Ole-Kristian Hope, Mark (Shuai) Ma, Wayne B. Thomas 2013. Tax avoidance and geographic earnings disclosure. *Journal of Accounting and Economics* 56: 170-189.
- Sean T. McGuire, Thomas C. Omer and Dechun Wang 2012. Tax Avoidance: Does Tax-Specific Industry Expertise Make a Difference? *The Accounting Review* 87 (3): 975–1003.
- Thomas R. Kubick, Daniel P.Lynch, Michael A. Mayberry, Thomas C. Omer .2015. Product Market Power and Tax Avoidance: Market Leaders Mimicking Strategies and Stock Returns. *The Accounting Review* 90(2): 675-702.

- 浅野敬志 (2018) 『会計情報と資本市場：変容の分析と影響』 中央経済社。
- 伊藤邦雄 (2006) 『無形資産の会計』 中央経済社。
- 伊藤邦雄 (2024) 『新・現代会計入門（第6版）』 日本経済新聞出版社。
- 伊藤邦雄 (2023) 『企業価値経営（第2版）』 日本経済新聞出版社
- 伊藤邦雄 (2021) 『新・企業価値評価』 日本経済新聞出版社。
- 今村隆・大野雅人 (2023) 『BEPS プロジェクトと各国の裁判例から読み解く 移転価格税制のメカニズム』 中央経済社。
- 居波邦泰 (2014) 『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応 国際的二重非課税に係る国際課税の再考』 中央経済社。
- 遠藤克博・多田雄司・幕内浩・望月文夫・吉川康弘 (2020) 『詳解国際税務 2020年版』 清文社。
- 大沼宏 (2015) 『租税負担削減行動の経済的要因 租税負担削減行動インセンティブの実証分析』 同文館出版。
- 金子宏 (1996) 『所得税課税の法と政策』 有斐閣。
- 金子宏 (2019) 『租税法（23版）』 弘文堂。
- ジョナサン・ハスケル、スティアン・ウェストレイク (2020) 『無形資産が経済を支配する

- 『資本のない資本主義の正体』山形浩生 [訳] 東洋経済新報社。
- 谷口勢津夫 (2021) 『税法基本講義第7版』弘文堂。
- 中野誠 (2009) 『業績格差と無形資産 日米欧の実証研究』東洋経済新報社。
- 藤枝純・角田伸宏 (2016) 『移転価格税制の実務詳解 BEPS 対応から判決・裁決事例まで』中央経済社。
- 藤枝純・遠藤努・角田伸宏 (2019) 『デジタル課税と租税回避の実務詳解』中央経済社。
- バルーク・レブ、フェン・グー (2019) 『会計の再生 21世紀の投資家・経営者のための対話革命』伊藤英雄 [監訳] 中央経済社。
- 増井良啓・宮崎裕子 (2013) 『国際租税法 [第2版]』東京大学。
- 松田直樹 (2015) 『租税戦略の解明』日本評論社。
- 水野忠恒 (2000) 『国際課税の制度と理論—国際租税法の基礎考察—』有斐閣。
- 水野忠恒 (2023) 『体系租税法 [改訂版]』清水社。
- 村井正編著 (2020) 『入門国際租税法 [第4版]』中央経済社。
- 森信茂樹 (2019) 『デジタル経済と税 AI時代の富をめぐる攻防』日本経済新聞社。
- 山川博樹編著 (2017) 『移転価格対応と国際税務ガバナンス』中央経済社。
- 山川博樹編著 (2020) 『電子経済課税と移転価格』中央経済社。
- 青山慶二 (2014) 「グローバルビジネスの展開と国際課税の課題」『TKC 特別号 TKC タック スフォーラム 2014』9月号 26-45頁。
- 浅川雅嗣 (2016) 「BEPS プロジェクトの軌跡と展望」『国際税務』第36巻第1号, 26-30頁。
- 浅野敬志 (2017) 「多国籍企業の租税回避と所在地別セグメント情報の開示行動」『金融研究』第36巻第1号, 75-114頁。
- 石原茂行・古賀昌晴 (2014) 「最近の相互協議の状況について」『国際税務』第34巻3号, 20-44頁。
- 稻葉知恵子 (2023) 「日本企業の税務ガバナンスの開示」『会計』第203巻第6号, 73-84頁。
- 岩崎瑛美 (2021) 「日本の多国籍企業における国際課税への対応」『松山大学論集』第32巻第6号, 54-71頁。
- 岩崎瑛美 (2023) 「国別報告書の提出が多国籍企業の税務行動に及ぼす影響」『会計』第204巻第6号, 615-628頁。
- 大野雅人 (2023) 「経済のデジタル化と国際課税 (オープンイノベーション時代の企業課税)」『租税法研究』第51号, 62-76頁。
- 大沼宏・鈴木健嗣・山下裕企 (2009) 「会計利益と課税所得の情報内容の変化」『会計学 (日本管理会計学会誌)』第18巻 第1号, 19-31頁。
- 大沼宏 (2010) 「租税回避と経営者裁量との関連性」『会計』第177巻 第6号, 100-113頁。
- 大沼宏 (2020) 「監査報酬と租税負担削減行動の関連性～監査リスクとの関係を中心に～」『ディスクロージャー&IR』Vol.15, 75-82頁。

- 大沼宏 (2021) 「戦略的提携と不完備契約パースペクティブの関係性—監査複雜性と関連性を踏まえて」『企業研究』第 39 号, 188-203 頁。
- 奥田真也・山下裕企 (2012) 「日本における長期カレント実効税率の実態と規定要因」『産業経理』第 71 卷第 4 号, 112-121 頁。
- 奥田真也・山下裕企 (2013) 「長期カレント実効税率の連単比較」『流通・経営学論集 (大阪学院大学)』第 38 卷第 2 号, 25-39 頁。
- 加藤惠吉 (2011) 「移転価格税制に対する市場の反応—無形資産への課税情報の分析を中心として」『人文社会論叢 (社会科学編)』第 26 卷, 73-87 頁。
- 栗原克文 (2021) 「独立企業原則 (ALP) と定式配分について」『筑波ローディジャーナル』31 号, 1-38 頁。
- 加藤惠吉・大沼宏・櫻田譲 (2015) 「移転価格税制の適用と資本市場の評価に関する実証研究」『研究年報経済学』第 75 卷第 1-2 号, 33-49 頁。
- 駒宮史博 (2010) 「移転価格税制の導入」金子宏編『租税法の発展』有斐閣, 229-253 頁。
- 櫻田譲・大沼宏・櫻田譲 (2016) 「移転価格税制適用企業の企業統治構造に関する実証研究」『經濟學研究』第 66 卷 第 2 号, 9-31 頁。
- 高久隆太 (2022) 「移転価格税制が管理会計に与える影響」『會計』第 201 卷第 1 号, 79-92 頁。
- 高橋隆幸・野間幹晴・菅大樹 (2015) 「国際的所得移転行動の実証分析」『會計』第 187 卷第 6 号, 100-112 頁。
- 角田伸広・中野貴之 (2023) 「[対談] 日本のセグメント情報の会計制度の変遷からみた EU における CbCR 強制開示の意義」『企業会計』第 75 卷第 9 号, 97-109 頁。
- 永田守男 (2024) 「税情報開示基準改定案の検討—税率一致表を中心に」『會計』第 205 卷第 2 号, 89-99 頁。
- 濱田明子 (2004) 「事前確認の法的効力と紛争回避の視点—移転価格に関する事前確認について成立した相互協議の合意実地の問題から—」『稅務大学論叢』第 45 号, 171-231 頁。
- 船城公教 (2015) 「日本の非上場企業の税負担削減行動—その決定要因及び税率分布の検証—」『産研論集』(関西学院大学) 第 42 号, 97-108 頁。
- 比田勝隆博 (2024) 「最近の相互協議の状況について」『租税研究』第 895 号, 211-235 頁。
- 水上勝弘 (2024) 「国際課税の動向と執行の現状—移転価格税制を中心に—」『租税研究』第 898 号, 71-109 頁。
- 山下裕企・音川和久 (2009) 「日本企業における株式持合が税負担削減行動に与える影響」神戸大学 Discussion Paper Series 2009-40 ,1-20 頁。
- 山下裕企・大沼宏・鈴木健嗣 (2011) 「申告所得公示制度の廃止が企業の税負担削減行動に及ぼす影響」『會計』第 180 卷第 1 号, 101-114 頁。
- 吉村政穂 (2024) 「企業価値の源泉としての無形資産と租税法の対応 (「資産」課税の諸相と現代的課題)」『租税法研究』第 52 号, 61-82 頁。

渡辺智之 (2016) 「BEPS を巡るデータ上の問題—Action11 報告書を中心に—」 平成 27 年度
国際税務対策事業 日本機械輸出組合 国際税務研究会 研究論文 1-35 頁。

e-GOV 法令検索: <https://laws.e-gov.go.jp>

EY 税理士法人 (2022) 「~国別報告書 (CbCR) の開示に関する EU 指令が 2021 年 12 月 21
日に発効へ~EU に子会社を保有する日本企業グループも CbCR 開示の対象に~」 https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-01-05

金融庁 (2022) 「監査上の主要な検討事項 (KAM) の特徴的な事例と記載のポイント」
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220304-2/20220304-2.html>

経済産業省 (2017a) 「伊藤レポート 2.0—持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投
資) 研究会報告書」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikei/pdf/itoreport2.0.pdf

経済産業省 (2017b) 「国際租税制度に係る多国籍企業対応・影響等の調査」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2017report.pdf

経済産業省 (2018) 「BEPS プロジェクトを踏まえた移転価格税制及び各国現地子会社等に
関する課税問題に係る調査・研究事業」 平成 29 年度対日直接投資促進体制整備等調査
事業 調査報告書 2018 年 2 月 EY 税理士法人

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/cfc/PDF/29fy_itakutyosa_honbun.pdf

経済産業省 (2022) 「通商白書 2022」

https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2022/pdf/2022_zentai.pdf

経済産業省 (2023a) 「令和 4 年度我が国のグローバル化促進のための日本企業及び 外国企
業の実態調査報告書」 Nomura Research Institute Consulting & Solutions India Pvt. Ltd.

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000213.pdf

経済産業省 (2023b) 「第 52 回海外事業活動基本調査 (2022 年 7 月調査) の結果を取りま
とめました」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230530003/20230530003.html>

国税庁「連結納税制度の概要」

<https://www.nta.go.jp/about/council/sinsabunkakai/021015/shiryo/03.htm>

国税庁 (2016) 「VII 国際課税に関する改正」

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2016_4/pdf/09.pdf

国税庁 (2017) 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に
向けて～」

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/pdf/ikkatsu.pdf>